全国浴場新聞

発行所
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会
東京都千代田区東神田１―10―２
TEL (862) 6241～8
購読料　1部　30円

松竹錠
品川区大井 4―10―6
TEL (771) 7477・9687
工　場 (781) 5472
(782) 9189

料金の統一見解求める

全浴連、厚生省に質問書

いまこそ「緊急改定」が必要

公衆浴場経営は、石油危機の来襲によって、いよいよ追い詰められている。全浴連は、重油獲得総決起大会の開催を頂点として、政府、国会、関係方面に重油の確保を要望し続け、その結果、一月十六日から実施された石油、電力の第二次規制にあたっては、石油供給の「優先業種」（第一類として業種）に指定され、業界をあげての必死の運動によって、現在の段階では最良の収獲を得ることができた。しかし、需給関係は好転に向かったものの、重油価格は急上昇し、ただでさえ低料金にあえいでいる浴場経営は、もっとも重要な燃料コストの高騰によって危機に立たされている。

入浴料金は、相次いで改定が行われているものの、燃料危機は、その後に突発した事態なので、改定料金にはまったく織り込まれていないところに問題がある。そこで全浴連としては「料金の改定は原則として一年一回とすることが適当」という、さきの厚生省通達に対し、このような異常事態が発生した場合は「緊急改定」の措置をとることこそ、不可欠として、このほど厚生省石丸環境衛生局長あてに「緊急改定」についての見解を明らかにされたいとの質問書を提出、その回答を待って都道府県浴組に伝達する。

すでに東京都では、都浴組の要望に対し、緊急措置として暫定料金を実施（二面参照）しており、道府県浴組の間でも緊急改定、助成についての要望が強くなっている。厚生省の回答は、まだ示されていないが、緊急改定は、それぞれの都道府県と浴組との話し合いにまかせるべきだとの意見が強いものとみられる。なお、全浴連は料金問題のほかに、建物再調達費の税法上の取扱い、事業主給与についても回答を求めている。全浴連が提出した質問書の内容はつぎのとおりである。

質問書

公衆浴場の入浴料金統制額について、昭和四十八年十一月十四日環衛第二三号による改正にともない、本連合会においても、その実施につき種々考究中ですが、左記諸点について、都道府県公衆浴場環同組合に対する指導上疑義を生じております。至急ご回答くださるようお願いいたします。

記

一、入浴料金算定の対象期間について

入浴料金算定の対象期間は、原則として一年間とすることが適当と指示しておりますが、予測した物価の変動等が最近の石油事情から急騰した場合の取扱いについては、急騰した経費にかぎり緊急是正し、暫定料金を定めることが妥当と判断いたしますが、いかがでしょうか。

二、建物再調達費の算定について

建物再調達費を支出項目に加えましたが、現行税法においては経費として認められません。したがって自己否認をしなければならず経理実務上ではきわめて困難であります。本連合会は、今後経理指導を充実する方針でありますが、当面建物再調達費は、帳簿上会計処理を経なくても、支出項目として算定してさしつかえないものと解しますが、いかがでしょうか。

三、事業主の給与にしいて

人件費のなかに事業主給与を支出項目として加えておりますが、事業主報酬制度を採用していない個人事業所については、どのように取扱うべきでしょうか。

料金に緊急措置配慮を

石丸環衛局長、見解を表明

全国衛生部長会議

入浴料金の緊急改定に関する全浴連の質問に対し、厚生省石丸環境衛生局長は、一月二十四日開かれた全国衛生主管部長会議で、とくに「料金の統制額についてはさきに算定方式の改定を指示したが、これは重油価格の急騰による緊急措置として、料金の再改定をさまたげるものではない」と述べ、厚生省として正式な見解を表明した。

同局長の公衆浴場についての指示はつぎのとおりである。

公衆浴場については、近年その経営環境の著しい悪化に伴って転廃業するものが相次いでおり、加えて最近の石油不足に関連する重油の値上がりが、公衆浴場経営を一層圧迫しており、深刻な社会問題を惹起している実情にある。

このため、必要な公衆浴場確保の見地から、四十九年度においては新たに公衆浴場業の経営の近代化、多様化を図るための対策の検討を行うこととするほか、公衆浴場に対する経営指導の強化を図るとともに、環境衛生金融公庫による融資条件の改善、税制面の負担の軽減措置についても、さらに検討を加えるなど、公衆場対策の一層の強化をすることとしているので、各都道府県（市）などにおいても、これが対策の推進について特段のご配慮をお願いしたい。

なお、入浴料金の統制額の指定にかかる料金算定方法については昨年十一月、算定方式の改定を指示したところであるが、これが完全な実施について格段のご努力をお願いするとともに、あわせて最近の重油価格の急激な値上がり等の事情から、経営に相当の影響をあたえる場合には、緊急措置として料金の再改訂を行うこともさまたげるものではないので、適切にご配慮されるように願いたい。

全浴連総会決まる

5月21・22日白浜で

全浴連の定期総会は、五月二十一、二十二両日、和歌山県白浜温泉「三楽荘」で開かれることに決定、地元和歌山県浴組が開催準備を進めている。厚生省も公衆浴場の基本対策に取り組もうとしているときにあたり、それだけに業界の姿勢を集約するための今回の総会は重要な意義を持っている。総会の詳細については順次お知らせするが、大きく盛り上がるものにするため、全浴連で運営を検討している。

結束で乗り切ろう

衆議院議員　渡海元三郎

昨年は公衆浴場業にとって、多事多難な年であった。

中東紛争による石油危機はわが国経済の根底をゆるがし、深刻な生活不安を生み、物資不足、物価急騰は、まだ鎮静をみておらず、ことしもさらにきびしい試練の年となろう。わけてもエネルギー危機による重油問題は、入浴利用者の減少で相対的に経営が苦しく、一部では転廃業も余儀なくされている昨今の浴場業にとって、最大の危機であるといっても過言ではない。

古くから大衆の保健衛生を守り、住民のコミュニケーションの場として国民に広く愛好されてきた、公衆浴場の果たしてきている役割りは大変重要であり、浴場確保のために、われわれはこの難局を克服しなければならないが、一致結束のもとに必らずや克服できるものと確信している。

明治開国より百年、わが国は幾多の難関を突破してきた。二十八年前、敗戦の廃虚から国民の英知と勤勉により、立派に今日の経済繁栄を築いてきた。もちろん、過去の驚異的な経済成長を資源にとぼしいわが国がなし得たのも、国際経済情勢に大いに恵まれていた事実も、率直に認めなければならない。しかし、今回の石油エネルギーの危機は、資源小国である日本が、いつかは当面する宿命を担っており、解決しなければならない難問題である。〝禍いを転じて福となす〟という言葉がある。現在、ふりかかっている難局も天から与えられた警鐘であり、重大な試練と受けとめ、わが国経済の基本的方向を、いまこそ省資源経済による安定成長へと転換させる基礎づくりをすべきであろうと確信する。

幸い、浴場の当面する問題については、経営改善のための方策として、全浴連をはじめ、国、県など、関係機関の努力により経営の基礎となる入浴料金にかかる算定条件の改善、融資条件の緩和などについても、ある程度の前進をみ、最大の関心事である重油燃料の確保についても、浴場の公共性から、必要量が優先的に扱われることになった。こうした施策の実現をうながしたことは、業界の一致団結の力によるもので、一応の効果は評価されよう。しかし、重油を含めたエネルギー問題など、社会情勢は、なお流動状態にあり、さらに経営の合理化、近代化などの経営改善努力が求められ、他方、政府当局に対して適切な施策の実現を求めて、一層の結束力が要求されよう。営業者、組合、行政庁が大いに衆知を集め、国民に愛され、喜ばれる公衆浴場として発展させるため、勇猛をもって当面する難局を乗切ろうではないか。

浴場市営を陳情

玉野業者は従業員に

岡山県玉野市浴組（中原裕組合長、十五軒）は、昨年十二月十一日、井上市長に「燃料費の急騰に追い打ちをかけられ、浴場経営を維持できなくなった。このため、われわれは施策を提供するから、市が運営してほしい」との陳情書を提出した。市が運営にあたり、業者は従業員として労働に従事するから、一軒当たり平均二人の賃金を支給されたいとしている。

同市が、昨年五月行った実態調査によると、一軒当たり一日の入浴者は平均百五十二人、年間収入二百四十五万円に対し、支出は燃料費をはじめ値上がりが激しく二百七十二万円という結果があらわれており、市は浴場対策として十月から一軒当たり年間十万円の補助を行うことを決めたばかりである。

公衆浴場を第一類業種に指定

石油供給、昨年並になる

政府は、一月十一日、国民生活安定緊急対策本部の会議に引き続いての閣議で、十六日から実施の石油・電力一五％供給削減（第二次規制）について業種の削減率を決定した。石油では公共事業を適用除外とし、優先一類（三％減）優先二類（八％減）および一般（一五％減）にわかれているが、公衆浴場はその公共性を重要視して優先第一類の業種に指定され、全国業界をあげての要望が認められた。優先第一類の業種は、昨年同期なみの使用量を供給される。

予算案を説明

環衛公庫

環衛公庫は、環衛業界の広報担当者を招き、一月八日東京赤坂の三会堂ビル石垣記念ホールで、四十九年度公庫予算案について説明会を行った。

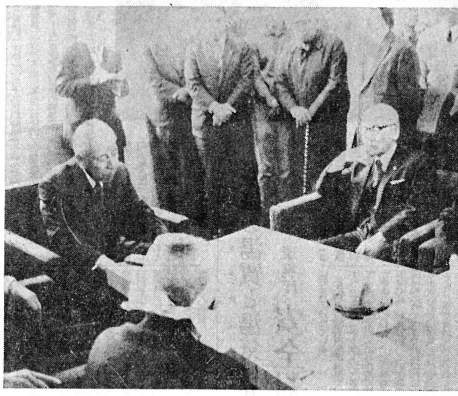

相次ぐ総決起大会

値上げ、助成拡大を＝大阪

燃料に県費補助を＝千葉

昨年十二月二十二日、東京九段で行われた燃料獲得全国総決起大会に続いて、大阪府浴組（三宅恒男理事長）は一月十八日中の島公会堂で、適正料金の早期実現、燃料重油の確保と価格安定をスローガンに総決起大会を開き、政府施策の促進と、府に対して助成の拡充を一日も早く実現するよう強く要望した。

この大会には、府下二千の業者が参加、三宅理事長は「浴場問題は単に料金だけで解決するものではないが、経営の基盤となるものだけに、社会情勢に見合った適正料金の実現が強く望まれる。厚生省は昨年、新しい料金算定方式を示したが、物統令による押えつけは少しも変わらず、われわれの仲間には転廃業が相次ぎ、燃料重油の不足と価格の急騰が一層これに拍車をかけ、いまやギリギリの瀬戸際に立たされている。団結によってわれわれの窮状を訴え、助成など的確な施策をかちとろう」と、結束の強化を呼びかけ、会場を埋めた参加者は〝もう犠牲はご免だ〟と要望実現に団結を誓い合い、宣言、決議（案）を満場一致で採択。大会終了後、会場から府庁まで、浴場の現状を訴え、当局の適切な施策の早期実現を求めるプラカードを掲げてデモ行進、府庁では代表者六十人が岸府知事に、施策の実現を強く要請し、宣言、決議文を手渡した。

岸知事は業界の要請に対し「公衆浴場の健全な経営をはかることは、大衆の保健衛生の維持、向上の面からも欠かせない。料金問題も早急に検討したいが、助成措置については四十九年度予算においても、できるものからただちに実施したい」と約束した。

写真（上）は友納知事（左）と懇談する千葉県浴の代表者

宣言

われわれ公衆浴場は、いまや重大な危機に直面している。

諸物価の高騰のなかで、公衆浴場はただ一つの収入源である入浴料金を物価統制令で統制され、苦しい経営を続けてきた。

最近、中東産油国の原油政策の影響をうけ、燃料用重油の供給量の減少、価格の急上昇はとくにはなはだしいものがあり、急激に経営を困難にしている。この危機を乗り切るため、みずから営業日数と営業時間を短縮し、かろうじて営業を継続している。

われわれ公衆浴場業者は、あらゆる努力をつくして営業の継続に努めているが、かかる事態が長びくなら転廃業者が急増することは必至であり、地域住民の保健衛生上憂慮にたえない。

公衆浴場が保健衛生の施設として、利用者大衆のため、安定し、かつ健全な営業を継続するため、厚生省および大阪府当局は重油の安定供給ならびに価格の規制、緊急助成の措置を講ずるとともに、適正料金の早急な実施を講ずるべきである。

われわれの要望する緊急措置が速かに講ぜられないときは、公衆浴場が壊滅することは必至である。

不幸にして、自衛手段の行使その他非常事態が生じた場合、その責任は大阪府知事が負うべきである。

決議

一、入浴料金を即時適正なる金額に改正せよ
一、緊急助成措置を講ぜよ
一、燃料用重油を安定供給せよ
一、燃料用重油の価格を規制せよ

◇　◇　◇

○…千葉県浴組（北川和泉理事長）も、一月二十一日県浴会館で燃料危機突破決起大会を開き、燃料費に対する県の補助を実施されたいとの決議を行った。同県の入浴料金は、昨年十二月二十五日大人六十五円（旧料金五十円）に改定されたが、石油危機発生以後における重油急騰は、この改定に、はっきりと反映されておらず、浴場経営はますます窮迫している。料金改定の直後という事情を考慮し、利用者の負担増を避けるため緊急措置として燃料費に対する県費補助を要求しているもので、同日午後、友納知事に決議を手渡し要求実現を強く求めた。

なお、浴組としては、要求が受け入れられないときは、一斉休業の非常手段もやむをえないとの姿勢を表明している。

近代化促進委員会設置へ

厚生省　四月発足を準備

厚生省は、四月に「公衆浴場近代化促進検討委員会」（仮称）を発足させ、公衆浴場をどのような姿で存続していくかという将来に向かっての具体策を見出すことになり、準備を進めている。利用者が減少傾向を示しているなかで、低所得層の利用率は次第に増加、そこで利用者の負担を軽減しようとすれば、入浴料金を収入源とする浴場業者の経営はますます悪化する。このような悪循環を打開し浴場に社会公共的な役割を果たさせるためには、政策の転換をはからなければならないというのが委員会新設の目的で、同省内部で対策のありかたを研究しているが、具体的には、料金問題をふくめて浴場の多角経営、それに対する助成、料金の一部の地方財政負担などが考えられているが、全浴連としてもこれに重大な関心を寄せ、業界独自の立場で構想をまとめ、委員会に反映させたいとしている。

二月中に料金答申

東浴伊藤理事長述べる

東京都浴組、国保組合、信組の三団体合同新年会は、一月十一日東浴ホールで行われたが、伊藤東浴理事長は、あいさつのなかで、今年の入浴料金問題について、つぎのように述べた。

一月から緊急措置として暫定料金を実施し、値上がり分は都が補助することになったが、東京都としては、四十九年度においても、引続いて補助施策をとっていく姿勢を示している。このため、入浴料金改定を審議する料金協議会を早めに開き、二月中には答申することになるだろう。

ロッカー・傘立・傘箱・下足箱
有限会社　東京錠前製作所
東京都墨田区亀沢町1～6～7
TEL 東京 (623) 1626

北海道、徳島、東京で緊急改定

福島、徳島80円に決まる

全国的に入浴料金の改定が行われているが、昨年十一月以後に改定されたのは――。

北海道、宮城、福島、茨城、栃木、埼玉、群馬、千葉、東京、長野、岐阜、三重、石川、富山、福井、兵庫、奈良、岡山、山口、香川、徳島、愛媛、高知、佐賀、大分、熊本、宮崎、鹿児島――以上の二十八都道県となっている（五面に掲載の全国料金表参照）

このうち、石油危機によって、緊急改定を行ったのは、北海道、徳島、東京であるが、東京の場合は値上がり分金額を都が負担しており、また福島県は改定時期が石油危機発生以後になっていたため、重油価格の高騰が原価に織り込まれている。この改定によって、福島、徳島の両県では大人料金が八十円に決まり、全国の最高となった。

借入れ限度拡大

東浴総代会

東浴は、一月十八日臨時総代会を開いた。沢井副理事長から「入浴料金が改定されたが、値上がり分は都が負担する。しかし、この負担分が支払われるのは四月中旬と予想され、その間つなぎ融資を受けることになるが、組合の借入限度額は二百万円となっているので、これを五億円に改めたい」と提案、満場一致で承認された。

淡路支部長に

横江甚三氏

兵庫県浴組淡路支部長に、佐味猛氏の後任支部長に横江甚三氏が就任した。前支部長佐味氏は大浴常務理事として組合指導にあたる。

浴場用重油の供給で

伊丹市長、石油連盟に要望

兵庫県伊丹市伏見市長は、国民生活に不可欠の公衆浴場が石油危機の影響を深刻に受けている事態を重大視し、全国石油連盟会長および石油会社に対し、公衆浴場向け重油の供給確保と価格安定について、つぎのように要望書を送って協力を求めた。

重油供給について要望

先般来中近東情勢の悪化に伴い石油の供給に困難が予想され供給量の削減は必至の情勢といわれております。

わたくし、市政をあづかる者といたしましても国家的危機として認識し、市内使用事業者に対しましても使用節減については鋭意指導をいたしておりますが、特に重油使用事業者のなかでも庶民性、半公共性を有するが故に物価統制令により低料金におさえられている浴場業者につきましては、営業時間の短縮など使用重油の節減に努力いたしておるものの、供給量の削減は直接経営を圧迫し、また住民にも多大の悪影響を及ぼすことになります。

このような事情をご賢察いただき、関係各位の今日までのご努力に対しましては十分理解もいたしており、感謝申し上げてはおりますが、何卒公衆浴場向け燃料重油につきましては供給削減を行わず、供給量の確保をしていただくようここに深くお願い申し上げるものであります。

全浴建からのお願い

重油高騰が公衆浴場業界に重大な影響をおよぼしております。各地の浴場は、それぞれの立場で関係方面と折衝、対策に苦心していることと存じますが、料金、助成策についての現況、また料金が改定されたときは、ぜひ全浴連あて急報していただくよう、とくにお願いいたします。

創業六十年の伝統と信用
浴場鏡専門店
ガラス・ブロック・サッシ
スポンサー名入無料鏡
御一報次等社員参上
株式会社 川口鏡店
東京都文京区本駒込４－39－４
TEL 821－6226・3874
台東工場 831－5810

湯……　濾過機　超音波　バイブラ
設計・製造・工事・サービス
技術の日東
日東製作株式会社
東京都葛飾区金町４―４―１
電話 東京 (03) 607―0800(代)

あなたの浴場にもぜひ!!
明治スカットの
ショーケースを
おいてください

清涼飲料水

明治スカット

湯上りのお客さまによろこばれる 5ツの味を用意いたしました
●オレンジ ●グレープ ●レモン ●ライム ●コーラ

●ご相談は　下記最寄りの明治乳業の支店にご連絡ください

北海道支店	(011)261―0241	関東南支店	(03)272―6511(大代)	神奈川支店	(045)433―0141(6)	関西南支店	(06)261―1575(代)	四国支店	(0878)62―6262(代)
東北支店	(0222)25―4401(代)	東京東支店	(03)272―6311(大代)	北陸支店	(0762)63―1527(代)	関西北支店	(06)364―6131(代)	中国支店	(0822)61―3221(代)
関東北支店	(0272)32―1561(4)	東京西支店	(03)272―6511(大代)	東海支店	(052)961―8410～9	兵庫支店	(078)341―0514(代)	九州支店	(092)78―6211(代)

明治乳業

"暫定料金"の実施決まる（東京）

大人68円に改定を答申

値上げ分は都が補助

東浴では、厚生省が通達した新算定方式の採用にともない、東京都入浴料金の算定基準を修正した料金再計算と、年末、正月祝日、休日の特別料金のうち、とりあえず年末、年始の特別料金を認めるよう要望し、昨年十一月十九日臨時料金協議会が開かれた。しかしその直後、石油危機による重油価格の急騰から燃料費補助についても要望したところ東京都もこれに応ずる態度を示し具体的に検討をはじめたが、単に燃料費補助では経営の維持ができないため、十二月十五日急拠暫定料金の実施を申請した。東京都は年末、年始特別料金と暫定料金の双方を審議するため、十二月二十五日と二十七日の二回にわたって臨時料金協議会を開催した。この結果、暫定料金は一月から大人だけについて実施することになり、六十八円と決定したが、現行料金との差額は都が財政補助を行う。

第一回は、東浴代表から現況を説明し、小委員会に付議した、第二回協議会は、小委員会報告として、年末、年始特別料金は、もともと協議会から提案されたもので、ただちに実施するかまえであったが、物価急騰の情勢のもとで実施にふみきることは妥当でないと判断し、今回に限って見送ることとした。しかし特別料金を実施しないために正月三日間連休し、都民の保健衛生に支障をあたえてはならないので、できる限り例年通りに営業し、その代り、一種の営業奨励金を出すことを考えるべきだとの結論が出され、業界側も暫定料金実施というたてまえから見送りをやむをえないと了承した。暫定料金については実施期間を一～三月あるいは一～五月の両案があったが、業界側は一～三月を暫定とし、四月からは新料金の告示を主張、都側も助成策など予算措置の面から、三月ないし四月までが望ましいと述べ、結局一～三月に決まった。同時に暫定値上げは大人料金だけに実施するとの方針も決められた。ついで池田委員から「昨年答申した本年度の料金算定のための原価項目の推定値のうち補正すべきものとして、燃料費、地代家賃、修繕費、備品消耗品費、その他諸経費にしぼることとし、他の経費については見積りのままとする。問題となる人件費については、昨年春闘の一四、〇七八円の十六カ月分を基礎にして三・九人分八七八、四六七円上乗せしたが、これは浴場従業員の賃金が低いことから春闘並みのワクをあたえることにしたものである。しかし過去二、三年の経験からみると人件費推定分三、六〇四、九五四円を消化しきれないのではないかと判断したのでそのまま据置くこととした。用水費その他については変動要因が少ないと判断した。補正すべき原価項目としての燃料費については、推定原価一ℓ当り、九月―十二月は十五円、一～三月は二十円と推定した結果、一四四%の推定増として二〇六、一七五円を補正することとした。地代家賃については東京都の統計資料による七月から十一月までの増加率四・二%を採用し一〇、二八九円とした、修繕費についても同じ資料により一年間に引き延ばし三%アップとし、四四、一〇四円を補正した。備品消耗品については小売物価指数五・二%を採用し、二〇三九円を補正、その他諸経費については一〇%増の九、七二三円を補正した。補正額の合計は二三八、四〇四円となりこれを現行料金体系の構成比により算出すると所要値上率は一三・〇七%となり、大人六十八円、中人二十五円、小人十円という結果になる」と説明が行われた。これに対し業界側委員は、都の資料を用いても、例えば消耗品等の統計には浴場用品はほとんど含まれていないが一〇%以上値上がりしているものもあると反論した。学経委員側は「今回は実態調査をしていないのでやむをえず社会的に了解できる一般統計を用いることにした。実態はそうかもしれないが、それには調査期間が必要であり、結論を急ぐときにはやむをえない」とし、討論の後答申の審議に入った、消費者側委員は東京都の助成を強く望み、これを答申におりこむことになつた。美濃部知事の出席を持って佐原会長から答申書を渡し、知事は、「都としては公共料金ストップの方針を打ち出しており、できるだけこの際は値上げを実施したくないので、答申による料金上昇分は、都で負担したいので了解してほしい」と述べた。予算措置の面から、都との間に覚書きをかわし、補助金の交付が四月になるので、その間業界に対しては、都が善処することを要望して、協議会を終わった。なお東浴としては、四月までにつなぎ融資をしてでも、期間内に半額程度を支払わなければならないので、都と交渉中で、そのため臨時総代会を開いて、借入金限度額のワクを拡大する。

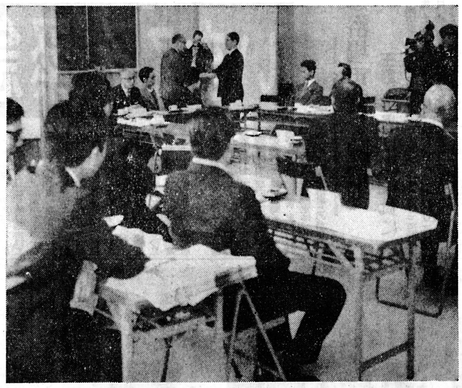
写真は入浴料金協議会

"温泉の湯質と湯気に基準"

環境庁　安全対策急ぐ

環境庁は、温泉に対しても「環境基準」を設け、いわゆる"温泉公害"を防ぐことになり、温泉利用基準作成委員会（委員長・中央温泉研究所所長益子安氏）を発足させ、さっそく調査に着手した。

現在の温泉法は、二十六年前に施行されてから、今日まで手直しが行われず、温泉の定義源も①泉での温度が二十五度以上②総硫黄水素イオン、バリッムイオン、重炭酸ソーダなど約二十の物質のなかの一つをふくむこと、という二条件のうち、どちらかの条件をそなえておれば温泉として公認される規定になっており、どんなものが湯にふくまれていても、この方は野放しになつている。

ところが、群馬県草津温泉で、すべっていたスキーヤーが吹き出ていた硫化水素ガスに巻かれて死亡事故を起こしたり、宮城県鳴子温泉では、家庭に引いていた湯の硫化水素ガス中毒で町民が死亡する事故もあり、温泉利用の安全性があらためて論議されるようになった。

そこで環境庁としては①薬用として飲まれている温泉に水銀、カドミウムがまったくふくまれていないこと②摂取量が多すぎれば有害になる銅、鉛、亜鉛、フツ素、ほう酸などの含有量を規制する③浴室内の硫化水素ガス濃度を少なくとも労働衛生を守るための許容濃度以下（一立方メートルの大気中に一ミリグラム以下）にすること、などの基準を設けることが必要との方針をかためており、できれば本年三月には温泉環境基準を設けたい意向である。

委員会の審議、答申をへて、この環境基準ができあがると、都道府県は、およそ二万に近い全国の温泉について実態調査を行い、基準に合わない湯泉では飲用を禁止し、硫化水素ガスの発生が濃い浴室には構造改善を命ずるといった措置をとり、湯質と湯気の双方について安全性を守ることになる。

老人無料入浴

岩手と蕨市で

岩手県浴組（東根清蔵理事長）は、県の老人福祉対策のひとつとして、十一月から毎月十五日に老人無料入浴を実施している。この対象となる六十五才以上の老人は県内で約十万六千人であるが、県浴組は、その三割内外が利用するものと見込んでいる。なお、施設改善のための環衛公庫からの借入金に対する利子補給も、さきの県議会で決まっている。

◇　◇

埼玉県蕨市も、市内十四軒の公衆浴場に月四回、老人を無料入浴させることになり、三月市議会に提案したうえ、四月から実施する方針を決めた。対象は六十五才以上の三千二百七十五人。

各都道府県組合事務所及代表者一覧表

	県名	代表者名	事務所在地	郵便番号	電話		
北海道・東北	北海道	坂本米雄	札幌市中央区大通西16丁目2	060	011	611	9341
	青森	福士邦夫	青森県篠田1－8－13	030	0177	81	0443
	岩手	東根清蔵	盛岡市大沢川原3－1－2	020	0196	22	3528
	宮城	高橋勝彦	仙台市通町1－6－9　公衆衛生センター	980	0222	73	1309
	秋田	北条俊夫	秋田市大町3－5－34	010	0188	23	1889
	山形	平田政夫	山形市北山形1－2－15	990	0236	41	0223
	福島	渡辺長吉	福島市新町8－36	960	0245	22	6471
関東甲信越	茨城	田口松雄	水戸市泉町1－2－25	310	0292	21	4342
	栃木	川島仁	宇都宮市上河原町532	320	0286	22	1052
	埼玉	舘喜代次	浦和市高砂2－1－5	336	0488	22	5401
	群馬	有坂竹男	前橋市日吉町2－3－2	371	0272	31	2580
	千葉	北川和泉	千葉市長洲町2－9－6	280	0472	22	6288
	東京	伊藤嘉平	東京都千代田区東神田1－10－2	101	03	862	6241～8
	神奈川	高昇三	横浜市南区高根町2－10	232	045	231	3341
	山梨	三井三千雄	甲府市住吉町1－8－18	400	0552	33	8571
	長野	北沢真佐志	長野市新田町1,481	390	0262	28	3131
	新潟	阿部正士	新潟市礎町通り上1ノ丁1,926	951	0252	22	2923
東海北陸	静岡	小長井正	静岡市駒形通3－2－1	420	0542	52	8938
	愛知	鈴木正之	名古屋市中区千代田3－9－14	460	052	322	5735
	岐阜	瀬口忠孝一	岐阜市鍵屋西町1－75	500	0582	52	1456
	三重	広瀬末吉	津市広明町345－5	514	0592	28	4240
	石川	山田芳	金沢市大手町2－22	920	0762	21	2372
	富山	見浦丈輔	富山市中央通り3－1－4	930	0764	21	3968
近畿	福井	池上増太郎	福井市春山2－13－23	910	0776	22	2761
	滋賀	島田政治郎	大津市冷木下町12－25	520	0775	24	3527
	京都	福田義雄	京都市中京区西ノ京職司町63	604	075	801	1301～2
	大阪	三室恒男	大阪市天王寺区生玉町54	543	06	772	3112
	兵庫	上山信二	神戸市生田区下山手通7丁目48	650	078	341	2475
	奈良	中北楪治郎	奈良県北葛城郡香芝町下田	639	07457	7	2610
	和歌山	津森信一	和歌山市洲崎町5	640	0734	22	1507
中国	岡山	西崎正男	岡山市大供2－10　難波ビル	700	0862	32	0976
	広島	下脇凉	広島市新天地4－5　環衛センタービル内	730	0822	74	0587
	山口	作田治郎	下関市幸町12－4	751	0832	22	4439
	島根	石倉茂助	松江市寺町197	690	0852	21	2246
	鳥取	東口哲男	鳥取市吉方温泉12－513－2	680	0857	22	5690
四国	香川	木村悦夫	高松市八坂町2－12	760	0878	21	8271
	愛媛	平野儀唱	松山市勝山町2－155 勝山温泉内	790	0899	21	4313
	徳島	浜口忠義	徳島市南内町1丁目 出雲大社徳島大教会内	770	0886	52	7582
	高知	藤本重徳	高知市汐新町2－29－8	780	0888	83	2673
九州	福岡	前田幸作	福岡市西中洲11街区13号	810	092	761	3612
	長崎	吉田寿三郎	佐世保市宮田町1－18	850	0956	22	6543
	佐賀	本告豊	佐賀市大財3－5－13	840	09522	3	5487
	大分	丹波鶴亀	大分市豊町2－1－24	870	0975	33	0615
	熊本	田中敬蔵	熊本市大江5－10－17	862	0963	64	0954
	宮崎	吉田正己	延岡市本町1－3－7　甲斐実様方	882	823	2	4710
	鹿児島	内野栄蔵	鹿児島市中央町13－1	890	0992	54	9515
	沖縄	具志栄治	那覇市美栄橋町2－11	900	0988	33	5205

すばやく落ちてピカピカ光る
タイル洗剤　サンアルプス
お湯や水が赤くなっていませんか？
赤錆防止剤　スキトウル
バーナーの調子がピタリ一定
重油添加剤　ハイニット
東京珪藻土工業株式会社
東京都渋谷区千駄ヶ谷5－1－9　〒151　TEL（352）3466代

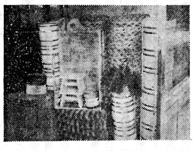
浴場用具一式
製造販売
地球束子
製造販売
営業品目
藤籠竹籠・子供寝台・桶各種
足拭・束子・刷子・横肌・肌拭
磨砂・クレンザー粉石鹸
駒形屋商店
東京都墨田区墨田一丁目一番十六号
電話（611）7323番（612）6953番
振替口座　東京　74113番

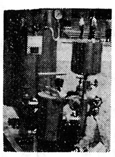
全国各地で最高の人気！
公認検査証付き・国宝級の名器
西日東パイオニア濾過機
総ステンレス設計永久品
超音波ノーズル・産地硅藻土卸
硅藻土使用量　1ヶ年3，4包
田丸屋製作所
倉敷市美和2丁目 貸切風呂 難波　猛
電話　0864（22）3350～1番

不慮の事故にそなえ
みんなで加入しましょう火災共済
全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会　東京都千代田区東神田一丁目10番2号

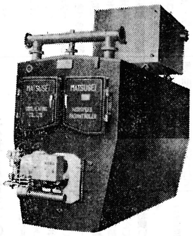
日本最高の〈生産技術〉を誇るマッセ
利益!!倍増の近道に
浴場の立地条件・設備内容・燃料の種類等
総ての条件を満たすため
8品種44種類のボイラを準備しました
最も適したボイラの選定により高度の合理化で
利益の倍増が約束されます
浴場の立体化に設備から資金まで
マツセでは浴場の立体化，合理化の計画から施工まで
又，15年間の長期分割払のご相談にも応じて居ります
明日への浴場づくりにご相談下さい
浴場総合建築・浴場設備全般
呈カタログ
本社　マッセ工業株式会社
東京都新宿区新宿2－12－9大倉ビル6B〒160 TEL（03）352－5425㈹
札幌出張所　札幌市東区元町241　TEL（011）781－4279㈹
青森出張所　青森市安才2丁目12の15　TEL（0177）23－3546㈹
盛岡出張所　盛岡市青山1丁目10の27　TEL（0196）46－3677㈹
京都工場　京都府久世郡久御山町森字村東228　TEL（075）631－0465㈹

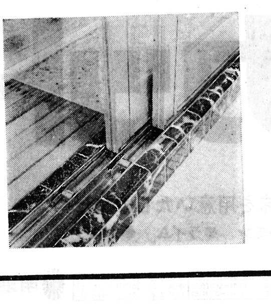
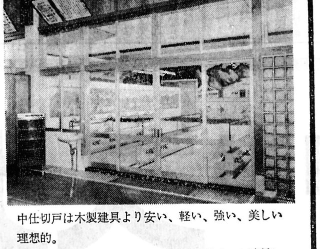
新しい時代の18.8ステンレス製
MK式
■ソロバンレール　◈引（アルミ）戸
◈下水枠　◈下水蓋
（プラスチック製）
中仕切戸は木製建具より安い、軽い、強い、美しい理想的。
特に浴場用として研究開発したYKKアルミ建具に取り替えましょう。
御一報下されば、御見積り致します。
明るく、強く、軽く、美しい
株式会社
東京　松島商店　神田
千代田区神田佐久間河岸72　電話 東京（03）861－8681㈹

入浴料金についての研究報告

厚生省入浴料金問題研究会

対策推進の試練期迎える

合理化の道見出す

【はじめに】

公衆浴場は、わが国固有の風土と生活慣習に結びつき、永い間にわたり多くの庶民の日常生活に密着した必需の施設として地域住民の健康と福祉の増進に大きな貢献を果してきた。しかし最近における生活水準の向上に伴う自家風呂の普及により、公衆浴場の利用者の数は著しい減少を示してきており、他方、人手不足や、経営経費が高騰するなどにより、公衆浴場業の経営はきわめて困難になってきつつある。このことは、公衆浴場施設数が、昭和三十七年をピークとして、逐年減少を続け、とくにここ数年来、急速に転廃業が続いている事実と、同じ中小企業のなかでもその収益性が著しく低いことからみても明らかであろう。

このような事態が今後とも進むとすれば、公衆浴場業自体の存続にかかる危機的な問題として発展することが予想されるのみならず自家風呂などの入浴手段を持たない多数の消費者の日常生活における保健福祉の確保に重大な支障が生じ、深刻な社会問題を引き起こすおそれが十分にある。

もとより厚生省においても、つとに公衆浴場問題の重要性に着目し、学識経験者で構成する公衆浴場問題懇談会を設けて対策の検討を進め、その結果を昭和四十七年七月二十七日付けで「わが国における公衆浴場の実態と今後の対策について」としてまとめている。この報告にもられた基本対策は、いずれも緊急かつ重要なものばかりであり、早急にその具体的な施策を推進するよう切望するが、とりわけ、入浴料金制の合理化に対する指摘は、当面の緊急課題であろう。

いうまでもなく、公衆浴場は企業であり、その維持存続をはかる根源は、いつに企業の経済性（収益性）のいかんにかかっている。しかも入浴料金が物価統制令による公定料金として統制されている以上、公衆浴場業の収益性はその入浴料金水準の範囲内においてのみ確保されることになるので、入浴料金制のあり方がきわめて重要な問題である。

入浴料金は、公衆浴場業が消費者に提供する入浴サービスの対価であるから、その決定の基礎となる料金水準や料金算定に関する体系の当否は、単に公衆浴場業界のみならず、安価で高サービスを求めんとする消費者にとっても、大きな関心事とならざるを得ない。

このような現状にかんがみ、本研究会においては、厚生省から昭和四十七年度の厚生科学研究補助金の交付を受け、入浴料金制についての現行の法令の適用を前提としつつ、換言すれば、物価統制令の適用を受けることを前提とし、かつ、昭和三十八年以来統制額の指定権限が知事に委任されていることを前提としつつ、当面、合理化が可能な問題点を見出し、その改善方策を検討し、提言することを目的として調査研究を行ったものである。

この調査研究の実施にあたっては、厚生省、東京都および全国公衆浴場業環境衛生同業組合連合会からの貴重な資料の提供など、格別のご協力をいただいたことを付言し、ここに深甚なる謝意を表することといたしたい。

あわせて関係行政当局におかれても、この調査研究の成果を十分にごしん酌願い、公衆浴場対策のいっそうの推進のための一助ともしていただければと期待しているものである。

入浴料金算定の経緯

（1）統制制度の変遷

現在、公衆浴場（トルコ風呂やサウナ風呂ほどの特殊浴場を除いた一般公衆浴場を指す。）の入浴料金は、戦後27年を経た今日においても、なお工業用アルコールとともに、物価統制令（昭和二十一勅令第一一八号。以下「物統令」という。）の適用を受ける公定料金の一つとして残されている。

入浴料金の統制額は、物統令第三条に「価格等ニ付……規定スル統制額アルトキハ価格等ハ其ノ統制額ヲ超エテ之ヲ契約シ、支払ヒ又ハ受領スルコトヲ得ズ……」と規定されているところから、法定最高価格であり、いわゆる「公定価格」または「公定料金」と呼ばれているものである。

入浴料金の統制の歴史を概略的に振り返ってみると、次のとおりである。

入浴料金の全国統一的な統制は昭和一八年に、地方長官が価格等統制令に基づき、その最高額を指定したのが始まりである。

戦後、いわゆるポツダム勅令である物統令に引継がれ、その所管官庁は、当初の経済安定本部から物価庁をへて、昭和二十七年八月ら厚生省の所管となった。

物統令は、平和条約発効後の昭和二十七年四月二十八日以降は、昭和二十七年法律第八八号により法律としての効力が付与された。

厚生省は、昭和二十八年二月に物統令第二条に基づき、入浴料金の最高統制額として全国の市町村を四種の地域に区分のうえ、大人（一二歳以上）、中人（六歳以上一二歳未満）別の料金を指定するとともに、小人（六歳未満）および婦人洗料については従前の統制額に相当する額をもって指定した。

厚生省は、昭和三十二年一〇月には、物統令第三一条の規定に基づき、「公衆浴場入浴料金の統制額の指定を地域の実情に応じて合理的に行えるようにするため、その指定権限を知事に委任した。あわせて厚生事務次官の依命通達をもつて知事が従前の統制額と異る統制額を指定しようとする場合は、厚生大臣に事前協議することとして、入浴料金水準の全国的な均衡を図ることとした。

この事前協議制度は、昭和三十四年一月からは最高料金地域の統制額を引き上げる場合のみに適用することに改められた。

昭和三十八年八月には、事前協議制度自体を廃止し、全面的に知事が統制額の指定を行うことに改め今日に至っている。

サービス料金の原価計算方式と理論的考察

（1）サービス企業の原価計算の特質

こんにちの資本主義経済社会は、無数の経済単位相互間における経済活動としての貨幣を媒介とする交換過程を通じて統一された秩序を形成している。

経済活動には、社会が必要とける財貨やサービス（用役も含まれる。）を生産するか、またはそれらを消費するかによって区分される生産経済と消費経済とがある。生産経済に属する経済活動は、国、地方公共団体その他公社公団等の公共企業体が特別の場合において営む企業を除けば、そのほとんどが営利の追求を最大の目的とした私企業によって営まれている。

企業は統一的な意思に基づいて機能する目的活動体であるとともに、有機的な資本組織体でもあることから、本来企業の経済活動は企業資本の自己増殖、すなわち利益（利潤）の獲得をその行動目標として展開されている。このために、一般的に企業においては、その経営管理の一形態としての利益管理がとくに重視されているところである。

利益管理は、企業予算に基づいて内部組織（費用としては主として固定費に相当する。）を統制し、管理することを指すが、それを有効に遂行していくためには、企業の経営方針を前提とした体系的な経営計画の一環のもとにおいて樹立される利益計画を基本として実施されることが必要である。

利益計画は、一定の要件を前提とし、一定の利益達成の目標をめざして管成される企業活動のプランであり、企業の経営方針を前提とした経営管理の一形態である予算の編成および予算の統制、原価管理などの内部統制とを結びつける連結環の役割りをもつとともに、その計画には企業会計における損益という財務会計機構と有機的に結びついた計算体系によって貨幣数値的に測定された企業のあらゆる部門における財務計画および経営計画が含まれているものである。このことは企業の経営方針が利益計画を媒介とする内部統制の遂行を通じて実現されるものであることを意味している。

このような利益計画を的確に作成するためには、企業の経営方針における最終的な達成目標の設定にあたって、経営者や資本主などがそれを適切かつ有効な判断のもとに決定しうるに足る十分な会計情報を提出することが必要となるものであるが、経営管理のなかでこのための要請を満たすため最も重要な役割りをもつ機能が「原価管理」である。

原価管理の意義には、広狭二つの意味のものに用いられている。広い意味では原価計画と原価統制の統合としての意味のものに用いられているが、通常は狭い意味での原価統制を意味するものとして用いられており、それによれば、「原価管理」とは、一定の経営条件のもとにおいて日常的に発生する原価について、原価の標準を設定し、これを関係者に伝達し、原価標準が実現されるように内部統制するとともに、実績と標準を比較してその差異を分析し、原価能率の増進措置を講ずることにあると要約されている。いうまでもなく、原価管理のねらいは、企業の経営目的に必要な原価情報を反復的には握し、それを経営者などに提供することにあるが、このために必要な企業の各部門における原価の測定手続が、すなわち「原価計算」である。

「原価計算」とは、企業の生産活動に伴う原価を、それにより産出する財貨やサービスなどの出来高との関連において計算する手続をいうが、具体的には企業経営において原材料を生産過程に投入した生産物を産生するまでの価値転換の態様を追求して、生産一単位あたりの原価を算出する計算手続をさすものである。

<table>
<tr><td colspan="7">販　売　価　格</td></tr>
<tr><td colspan="6">総　原　価</td><td rowspan="4">利　潤</td></tr>
<tr><td colspan="4">製　造　原　価</td><td colspan="2">営　業　費</td></tr>
<tr><td colspan="3">直　接　費</td><td>間接費</td><td>販売費</td><td>一般管理費</td></tr>
<tr><td>直接材料費</td><td>直接労務費</td><td>直接経費</td><td>製造間接費</td><td>（直接費
間接費）</td><td>（間接費）</td></tr>
</table>

固定費（準固定費を含む。）

従来、わが国における企業の原価計算は、昭和二十三年に総理府が示した「製造工業価計算要綱」に準拠して行われていたが、昭和三十七年十一月八日に大蔵省の企業会計審議会報告による「原価計算基準」の公表を契機として、こんにちでは一般的に、当該基準に掲げられた「原価計算制度」と、当該基準には含まれなかった「特殊原価調査」といわれる二つの系統に属する原価概念に区分して行われている。

この「原価計算基準」は、まえがき、第一章の原価計算の目的と原価計算の一般的基準、第二章の実際原価の計算、第三章の標準原価の計算、第四章の原価差異の算定および分析、および第五章の原価差異の会計処理から成り立っている。

基準は、企業の実践的活動を通じて生成、発展してきた原価計算の慣行のなかから、一般に公正妥当と認められるものを要約し、企業の実践的規範としての行為基準として設定されたものであるが、それは個別の企業の原価計算手続を画一的に規定するものでなく、個別の企業が原価計算を有効に実施するための基本的なわくを明らかにしたものであるとしている。

したがつてこの基準の実際の適用にあたっては、業種、経営規模その他の個々の条件に応じて、実情に即して行いうるものとした弾力性が認められている。

しかしながら、この原価計算基準に対しては、その列挙する原価計算の目的において、相互の相異る目的をもつ財務会計的な立場からの要請と、経営管理的な立場からの要請とが混同していることや企業や経済活動の形態が本質的に異なっている個別的な製品の製造工場、セメントや氷などの量産的製品の製造工場や電力、ガスなどのサービス製品の製造企業などを同一の基準で規定していることとなどに問題があるとし、学説上においても多くの批判がみられる。

通説における原価計算は、本来それを必要とする各場合における個々の相異る目的を詳細に吟味したうえで、その目的にとり有効適切な原価として計算されるべきであるとし、相異る目的に対しては相異る原価が用いられなければならないとされている。

以上のことは、会計学的見地からみた企業の原価計算の意義などについての理論的な大綱を述べたものであるが、ここで問題とするところは、いまの原価計算基準が個別の製品たる財貨の生産を目的とした通常の製造企業を前提として設定されたものであるため、一部の学説においても批判がみられるように、これらの製造企業の企業活動とではその形態を著しく異にしているサービス企業の原価計算についても画一的に適用しうるかどうか、またそれが妥当であるかどうかということである。

サービス企業の企業活動の形態が通常の製造企業に比べ著しく異なるものとして指摘される特徴は①一般にサービス企業が提供するサービス財は、貯蓄不可能か、あるいは貯蔵の可能性がきわめて限定されており、かつ生産と消費とがほぼ即時的に生ずる性質、いわゆる需給即時性を有していること。②そのため、施設設備や人的能力も、年間に生ずる尖頭負荷（最大需要）にある程度まで対処しうるようにすることが必要であるのに対し、通常の製造業においては、毎日、ほぼ一定量を生産し、製品の存庫量を調整することによって、年間の需要に対応できるものであること。③反面、サービス企業は、その需要の避尖頭負荷時において施設設備や人的能力の相当部分が遊休状態になること。④サービス企業が提供するサービス財の需給は、通常の製造企業の製品のように広域的にわたる市場の流通性をもたない地域的にほぼ限定された対人対面の関係にあるため、サービス企業の大部分が地域的または自然的な独占性を有していることなどである。

サービス企業がこのような特徴を有するということは、その原価計算にあたって①サービス財の製造原価がその需要者（顧客）数の変動に直接的に関連すること。②また製造原価の一要素となる製造間接費（とくに減価償却費などの固定費）が需要者の需要形態や需要時間帯によって相当の格差をきたし、その原価の配分が著しく困難であること。③さらにサービス財の価格計算が需要者数または需要量を単価とする原価を基礎として行われるのに対し、通常の製造企業にあつては、製品1単位あたりの原価を基礎として行われることなどである。このため、サービス企業の原価計算にあたっては、通常の製造企業の原価計算基準を画一的に適用しえないか、あるいは適用することが原価計算の目的にとって必ずしも有効適切なものとは思料されないと指摘しうる特質を有している。このようなサービス企業の原価計算上の特質はサービス料金の価格形成のための原価計算において、最も顕著なかたちで現われている。

通常、企業が産出する財貨またはサービスの価格は、自由な競争市場における需要と供給とのバランスによって決定される。しかし企業が営利の主体である以上これらの価格計算のための原価計算は、経営方針の遂行のための利益計画における予定利益の目標値を財務会計的に設定するうえにおいてのみ有効であり、実際的な価格形成のための意思決定は、どの製品を提供し、どの市場で販売するかという製品別、市場別の相対的収益性を比較検討したうえで行われるものであるため、結果的には経済学的な色合いの強い時価たる機会原価的な要素を考慮して決定されることになる。このため通常の製造企業の利益計画は、「総収益－総費用＝利潤」という損益関係において成りたつことになり、またその製品一単位あたりの販売価格も別図に示す原価要素により構成されるが、この場合の利益の計算は、通常の損益分岐点を考慮し、直接原価に限界利益などを付加して決定される。

しかるにサービス企業の料金については、その料金原価（販売価格に相当する。）がその需要者数または供給量のいかんによって大きく変動することになるため、通常の製造企業のように製品単位あたりの価格計算を行わなければならないという積極的な必要性がないので、需要者数または供給量の予定を合理的に見積ったうえで、「総収益＝総費用＋利潤」という関係で成りたつ期間予定損益を前提として料金の価格形成のための原価計算が行われることになる。

（2）サービス料金の原価計算方式

前述のとおりサービス企業にあっては、その提供するサービスの価格・料金という点において、通常の製造企業の製品の販売価格における原価計算方式とは異なる原価計算方式に依拠して行われている。とくに、国または地方公共団体の公権力によって何らかの公共的規制が行われているサービス企業の料金の原価計算にあたっては、あらかじめ公的に当該料金にかかる算定要領または算定基準という形式によって定められたところに基づき、料金の決定が行われている。

通常、これらのサービス料金の決定にあたっては、「料金水準の設定」と「料金体系の形成」という二つの問題に区分して考慮されている。

「料金水準の設定」の問題においては、決定しようとする料金収入予定総額、すなわち料金水準がそれに対応する原価を償うに必要かつ十分であるかどうかを考えておかねばならないということである。「料金体系の形成」の問題においては、決定された料金収入予定総額をどのような体系のもとにおいて、どの需要者からどれだけの料金を徴収するかということを考えておかなければならないということである。

料金決準の設定にあたって必要な原価の算定方式としては、現在のところ「総括原価方式」と「支出原価方式」の二つの方式である。

1、総括原価方式

「総括原価方式」とは、通常の企業には使用されない公益企業特有の原価概念に属するものであって、将来の原価計算期間における企業の経営活動に必要な一切の費用（総費用）に適正な利潤としての事業報酬を加えた額から営業外収益を控除した額をもって、料金水準に対応する原価としての算定を行う方式をいうものである。

この方式の特徴としては

（ア）さきに述べた通常の製造企業に適用される原価計算基準において原価となる製造原価、販売費および一般管理費の合計額（これを通常「総原価」という。）に属するもののほか、当該基準で非原価項目となっている費用のうち、原則として平常における企業の経営活動（主として財務的活動である。）に要する費用（例えば支払利息、開業費償却などの財務費用、貸倒損失などの特別損失、法人税・所得税・都道府県民税・市町村民税などの公租公課、役員賞与金など）も営業費または営業外費用に区分して計上し、また受取利息や資産売却益など、主として財務的活動を源泉とする営業外収益を原価の控除項目として設定したこと。

（イ）通常の製造企業においては純利益となる資本費用に事業報酬を原価の要素として含めたことである。通常、資本費用は支払利息の額と事業報酬の額の合計額からなっているが、総括原価の算定上とくに問題となるのが、事業報酬の算定の問題である。

通常、事業報酬の算定方式としては、資本基準主義と呼ばれる「積上げ方式」と、資産基準主義と呼ばれる「レート・ベース」方式の二つの方式がある。前者は資本を基準として、その資本構成に応じて支払利息、事業報酬などを積上げて算定する額であり、後者は、事業に投下された「真実かつ有効な財産価値（資産額）」に対して一定率を乗じた額として算定され、現行の水道事業が積上げ方式を採用し、電気事業やガス事業などがレート・ベース方式を採用している。

（二）支出原価方式

「支出原価方式」とは、前述の総括原価方式において引用した通常の製造企業に適用される原価計算基準でいう製造原価、販売費および一般管理費（とくに事業主報酬を除く。）に属する費用の支出経費（ここではこれを「営業費用」という。）の額と、その額のベースに一定の率を乗じて算出される利益額を加えた合計額をもって、料金水準に対応する原価としての算定を行なう方式をいうものである。

（ア）原価に計上される利益額のなかには店主報酬としての事業主報酬のほか、総括原価方式においては費用とする支払利息や所得税などのほか、企業会計における損益計算の純利益相当額が含まれることである。

（イ）利潤の額の算定が営業費用の額に一定の率を乗じて算定される。

一般公衆浴場数の都道府県別年次推移

都道府県別	昭38年	39	40	41	42	43	44	45	46	47
北海道	2,029	2,662	3,019	2,006	2,006	2,008	2,060	2,023	1,933	1,575
青森	398	403	407	404	403	411	409	420	417	399
岩手	240	251	244	257	255	255	258	249	242	225
宮城	193	183	191	190	188	182	182	178	166	160
秋田	207	202	199	201	192	187	181	168	166	167
山形	147	145	144	144	140	138	131	120	116	122
福島	395	389	379	367	370	344	331	323	304	270
茨城	236	234	221	224	214	194	192	179	171	152
栃木	161	151	142	149	147	145	121	146	384	123
群馬	264	271	271	271	262	239	226	222	189	194
埼玉	319	336	350	364	378	386	375	388	387	380
千葉	361	370	384	386	394	382	387	389	374	357
東京	2,592	2,650	2,672	2,739	2,739	2 723	2 696	2,664	2,622	2,568
神奈川	471	486	448	464	479	470	479	462	450	250
新潟	484	472	472	462	433	423	391	372	356	269
富山	369	371	357	354	359	363	358	348	354	341
石川	305	306	316	319	324	323	326	311	311	301
福井	175	178	178	182	180	181	178	174	168	169
山梨	151	152	150	146	142	141	138	133	126	111
長野	490	488	474	462	444	443	428	399	390	373
岐阜	328	336	337	335	331	326	323	310	298	288
静岡	373	397	301	399	393	374	348	325	299	293
愛知	449	447	375	374	376	369	348	347	339	325
三重	563	540	540	557	582	584	586	460	456	427
滋賀	136	132	135	135	132	133	131	129	122	120
京都	113	114	111	105	105	113	187	112	112	115
大阪	958	989	1,010	1,081	1,146	1,168	1,195	1,173	1,167	1,140
兵庫	760	783	789	809	764	685	682	661	713	626
奈良	188	189	196	195	190	193	181	180	178	168
和歌山	317	316	319	319	326	320	328	327	286	272
鳥取	104	104	106	106	105	108	108	103	98	96
島根	131	132	132	125	125	123	121	109	88	83
岡山	246	247	267	250	251	247	236	225	215	190
広島	444	454	453	456	458	454	441	442	430	418
山口	383	379	378	370	360	367	356	344	324	317
徳島	268	277	271	273	271	267	266	253	249	250
香川	205	218	196	193	192	190	188	182	170	174
愛媛	512	497	498	505	509	518	527	540	532	530
高知	239	238	237	239	235	239	238	223	209	194
福岡	873	800	771	752	774	947	938	922	836	542
佐賀	129	125	104	103	99	100	94	90	95	81
長崎	266	266	270	262	261	259	255	258	275	258
熊本	453	459	457	464	438	442	401	402	421	417
大分	323	333	348	352	340	333	336	336	327	306
宮崎	200	206	200	202	201	193	181	183	180	187
鹿児島	522	526	521	518	521	528	507	503	487	480
沖縄										(205) （別掲）
札幌										304
川崎										190
横浜	371	381	387	339	332	343	344	341	340	342
名古屋	460	465	464	464	467	463	459	455	445	434
京都	503	502	498	497	498	492	486	472	465	446
大阪	1,281	1,292	1,328	1,330	1,333	1,335	1,326	1,324	1,312	1,297
神戸	376	375	382	385	381	377	373	352	353	344
福岡										173
北九州	396	400	407	399	395	384	373	369	341	326
合計	22,859	23,016	22,806	22,984	22,912	22,912	22,627	22,120	21,538	20,659

さわやかな
おいしさを毎朝。

Meiji
Yogurt
Meiji
Yogurt
100mℓ入り

ヨーグルトは明治

お申し込みは
お近くの明治牛乳販売店へどうぞ。

明治乳業

温泉と風呂と湯㊤

文　武田勝蔵（武蔵工大名誉教授）

え　山本富夫

温泉の研究と利用多用化

温泉の医療については漢方の医書類に散見するが、江戸時代寛政六年（一七九四年）古方医学の大家後藤良山は城崎温泉におもむいて温泉医療を研究し、その門弟、香川修菴山村通菴は師の遺業を継ぎ、これを大成し寛政六年（一七九四年）原雙桂は「温泉考」を著して温泉湧出の原理を説明し、天保五年（一八三四年）山崎法眷は「温泉浴法弁」、貝原益軒は「養生訓」の中で温泉利用の心得を詳述している。

温泉も人間のほかに牛馬の類の保健医療にもあてたことは、各地で「牛の湯」「馬の湯」と呼ばれ今日で利用されている。その昔、伊豆山権現では御神馬専用の「馬の湯」が設けてあったといい、戦前には陸軍の軍馬医療として東北の馬産地に軍馬湯治場があった。

近年、わが国では温泉医学の研究が進み、各地大学医学部に付設の温泉研究所、温泉療養所などがあり、患者もその恩恵に浴している。わが国でも、外国に例のあるように専門医師が専属と思うが、あまり聞いたことはない。今日交通の発達から、湯治というよりも観光客を招く各地温泉場で高層ビル式の旅館が林立し、湧山する温泉を十分に引き使用させたら、たちまち湧山量が不足し、現に不足して申しわけばかりの温泉に海川の水を加えるとか、ろ過再生のところが次第に増加しては、昔のように温泉薬効は望みえない。これを知ってか、知らぬでか、交通至便な温泉めがけて押し寄せる人達を不思議に思うほどである。真に湯治療法を必要とする人は、山間僻地に絶えることなく湧出する温泉に行くべきであろう。

温泉は人間、動物の保健医療のみでなく、これを植物の栽培とか、魚貝の繁殖製塩などに利用することが各地に進みつつあり、発電の利用には国家的事業として活用してもらいたいものである。なお、温泉の色を利用して手ぬぐい、ゆかたを染めたり、饅頭をふかしたり、殊に熱湯を使用して煮たきすることは太古以来の風習である。まだまだ温泉利用、活用を大いに考案すべきだろう。

湯治日数の数え方

温泉の湯治滞在日数の数え方は高僧各僧の利用法を教えたこともあってか、仏教の法会と同じく七日を一単位として、これを一回りと呼び、二回り十四日間が普通で豊臣秀吉の自筆有馬湯治の通信中に「ゆへはおおく候て、二七日（十四日）我等は一七日（七日）ほど入り候べく候」とある。また一日入浴度数も日中三度、夜二度くらいが普通であるが、足利時代の公家の甘露寺親長の『有馬湯治日記』には「毎日六、七度湯治、夜両度也」と見え、度数が多いと思われた。しかし驚くことは、慶長十六年（一六一一年）十月公家の舟橋秀賢は、その日記『慶長日件録』に、院の御使として関東に下向し、その帰途、使命を果したところから、熱海に立寄り、十一日晩に投宿、十五日朝出立まで、合計三十二度入浴した、とあって、到着の晩と出立の朝それぞれ一回入浴とすると、中の三日間は毎日十回となり、よくも湯あたりしなかったものと思うほどである。

湯女

温泉の中で、都市に近く利用者の多いところには、昔から湯女と呼ばれる特殊な美女がおり客の入浴、酒宴から枕席にまではべるもので、今日ではほとんどみることはできぬと思うが、先にあげた有馬は都浪華に近く公家高伝豪商達が医療とか、休養のため利用し、足利時代から湯女のことが記録に残っている。湯女は平安時代の白拍子くずれの遊女に類する婦女で、その始め公達の客席で白拍子姿であり、江戸時代から一般庶民の湯治客を相手とするようになってから、大湯女（かか）と小湯女の両女があり、大湯女は二十才前後からのもので、遊女と同様。小湯女は小娘で浴客の衣類を抱えて浴室に案内し、上がる時間を知らせるために、キリの杖をもって戸をたたくなど小間使で、この湯女は後の銭湯、すなわち一般浴場のとき申述べるが、三都の湯女風呂（私娼街）のもとである。有馬の温泉宿そうめん屋の湯女お藤は美女で浴客に騒がれ、左の歌謡が残っている。

松になりたや有馬の松に藤に
まかれてねとうござる

このお藤は末を契った京都の商人に裏切られて、川に身を投じて死んだという悲話があるので後世に名を残したものであろう。有馬などで人に知られた湯女は、その呼び名が株となって世襲されたことは吉原の名太夫高尾などと同じである。

また伊香保にも名代湯女江川がおり、東西の大関であったらしく、「好色つれづれ」に

当世にも有馬のふぢ伊香保の
江川など有り

温泉場の湯女は地方地方で面白い異称があり、山代では「大鼓の胴」山中では「しし」または「ゆかたべ」片山津では「かも」別府では「かもおし」伊豆で「うし」大鰐では「がんなべ」浅虫では「こぶまき」といい、湯女が禁じられてから、その地方の私娼の称呼に残っている。昔、温泉を「湯山」ともいって、足利時代の公家高僧の日記には「湯山に入る」とある。それで「湯山の道づれ」という俚諺もあり、宿泊の客とは親しくなるもので、足利時代摂関の近衛政家が隠退後家名を秘して有馬湯治中、隣りの名も知らぬ客と和歌音物の贈答があり、楽しかったことがその日記『後法興院記』に出ている。今日のように一夜泊りの客ではこんなことはない。

領主の温泉保護と湯税

領主な領内の温泉鉱泉は保護し、領内士民に利用させ、ところによって他の者の入浴を制限したこともある。また武田信玄は甲州内の温泉を将兵の医療地として一般に知らせぬ「信玄のかくし湯」といわれるところも二、三あり、下部温泉はその例である。温泉保護のために湯役所、湯奉行などをおき、湯税を取り立て、今日温泉旅館で払う入浴税と同じである。なお領主一家も湯泉を利用するために特定の湯を定めて他の者の入浴を禁じ、ここを鍵湯、幕湯という。すなわち平素湯屋に鍵がかかっており、また野天風呂などは領主のため一部を臨時に幕を張りめぐらせたからである。

神湯と温泉神社

この「神湯」とは古代の人々は温泉の湧出を神わざと信じてこう呼んだもので、ちょうど火山の火焔を「御神火」と呼びあがめたと同じで、これは大島節に「わたしゃ、大島御神火育ち……」と三原山の火焔をあがめたことはよくご承知と思う。それで古い温泉地には必らず神湯をまつる温泉神社があり、今日残る平安時代の『延喜式』の神名帳の中に各地の温泉神社（ゆのかみやしろ）が載っており、湯神明社とも呼び、祭神名が必要となってから、医術を心得る大国主命と、半島より韓法医術を伝えた少彦名命の両神とした。後に神仏習合から湯山権現などと変わり、さらに湯元薬師となり、神社も薬師堂にかわり社と堂とが両立するに至った。伊香保温泉では明治初年まで堂社が併立し、後、神仏分離令によって薬師堂はこわされ、神社だけ残り、温泉神社が伊香保神社と改称され、これらの例は各地に多い。

この薬師如来は一般に病気を快癒してくださる仏として尊崇され、現在日向（ひなただ）温泉の湯源（湯元）の上に文化財の小さな日向薬師堂が建てられており、これは古い湯泉信仰を物語る好例である。

◇　◇

『出雲風土記』の例を引用したが、ついでに述る『豊後風土記』の「玖倍理（くべり）の井」について記すとこの湯は速水郡の東岸にあって、口径一丈余、湯の色は黒く、平常は湧出せず人がひそかに井におもむいて、大声をあげると、湯がうなって湧きあがり、二丈余にもなって熱気で近づかれず、近くの草木は枯れしぼむ。それで温（から）の井ともいう。

またこれと同じようなものが摂津有馬温泉にもあって「後妻湯（うわなりゆ）」と呼び、昔不貞の妻がのたれ死んだところと伝え、この場所でこの不貞ののしると鬼霊が怒って熱湯を吹き出すと『和漢三方図会』などに載っている。

熱海温泉の七湯の一つ「清左エ門湯」はその傍で「清左エ門」と呼ぶと、この声に応じて噴湯したとの伝説がある。これらは間歇温泉の一種である。

この間歇温泉は世界各地に雄大なものがあり、アイスランドのアウェルジーや米国のイエローストン国立公園内、ニュージーランドの北島のものは有名である。わが国でも鳴子温泉地には七つほどあり、吹上げのものは昼夜三回ボーンという爆発音とともに二分間ほど二十四尺の高さまで、百度に近い熱湯を吹き上げるものなどもある。この噴湯については空洞説と垂直管説とがあり、その原理は筆者にはよくわからない。

熱海の間歇温泉は、古より明治末期まで湧き、観光名所となっており、明治初年に東京、横浜の外人に知られ、その間英国領事が連れていた愛犬が誤ってこの間歇温泉の熱湯で死んだので、領事は愛惜のあまり、供養として英文の碑が建てられているが、今日では忘れられたようである。この大湯の間歇温泉を指したものか不詳であるが『准后北畠親房記』に引用の『伊豆風土記』によると、尋常の湯ではなく、一昼夜二度、山岸の岩くつより噴湯し人々はこれを湯舟に引いて入り「諸病悉治」と、その情景と効果を記述してある。

また江戸時代の浅井了意は、その著『東海道名所集』に伊豆の山は走湯山といい、ここにまします神をば走湯権現と申し、昔鎌倉将軍は箱根権現と共に信仰あって数々参詣されこのところに出湯ありゆはしろたきの如くなれば、走湯（はしりゆ）と申し、社より西方一里許に温泉があり熱海と名づけ海浜より噴湯し人々引いて湯治する。

この走り湯をまつった走湯権現は今日の伊豆山神社の前身で、昔は海辺近くの山ろくに噴湯、すなわち走湯を神体として社頭を建ててまつった。後年津波を避けて山頂に移建したもので、古い由緒のある温泉神社であったのである。この由緒を語るものは、足利時代、天下に流行病のはやったとき、後奈良天皇が全国の一ノ宮に寄進の紺紙金泥の『般若心経』の一巻（文化財）が残っていることでも明らかである。

行列仕立てて〝お湯さま〟お通り

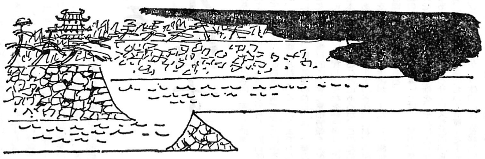

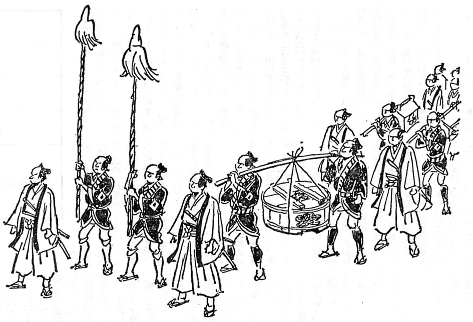

家康の湯治と初湯献上

この熱海温泉は江戸時代に豆相温泉中、東海道中の人々に多く利用されており、これにはわけがある。徳川家康が将軍となった翌年（一六〇四年）三月一日より一めぐり、七日間熱海で休養しており、三代家光のときに将軍家の別荘が建ち、ここは後の熱海御用邸で、大正天皇も東宮時代しばしば滞在されたところである。この将軍家の縁故で毎年数回にわたって、江戸本丸、西丸にこの別荘の湯を汲んで陸路、海路で運んでおり、殊に毎年正月二日の初湯献上には恒例の儀式的行事があり、苗字帯刀を許された宿の主人がかみしも姿で桶に湯を汲み、これを警固して雲助が駅伝競争式に道中肩つぎといって、桶を地面におかず、昼夜兼行で江戸城に運び、沿道は宇治の十万格待遇のルソン製の「お茶壺」とて将軍御用の新茶輸送の行列と同じく、道中庶民を土下座させたほどであったことは当時の記録で明らかである。しかし平常御用の湯は湯桶を海路で運送し、これについて左の歌謡が残っている。

熱海よいとこ、日の丸たてて、御本丸へと、御湯が行く

湯河原温泉も箱根温泉などとともに、領主小田原城主稲葉氏次いで大久保氏から献上されたようである。

名僧高僧の利用指導

地方によっては、古くから名僧、高僧の発見という伝えもあり、これはその利用法と効能を教えたものと思われ、修善寺温泉場の桂川の河中にある独鈷湯は弘法大師の発見と伝えられるが、医術にくわしい高僧が利用指導したと思われる。また摂津有馬温泉も同じく奈良時代の高僧行基の発見と申し、行基がここで悪病患者を入浴治療させたところ、快方すると同時にその患者は黄金の薬師仏に変わったと伝え、同地温泉には薬師如来をまつるお堂が古くからあって、湯治の人は必らず平癒を祈願するという薬師堂の縁起が残っている。また九州別府に今日残る鉄輪（かなわ）の蒸湯、すなわち蒸風呂は鎌倉時代、全国遊行の時宗の開祖一遍上人がその熱湯を見て法華経の一字一名を投じ、その蒸気を引いて蒸風呂を利用することを教え、十六人が一人ずつ交代に入る特別の蒸風呂で、足腰のたたぬ人が湯治してなおったと、現にその人達のついたツエが薬師尊にたくさん納めてある。別府では温泉利用をも指導して、今日の繁栄の基をつくった。昔から年に一度、一遍さんの木像を温泉で洗浴し、それを輿にのせて市中をめぐる感謝の温泉行事があり、テレビなどでご承知と思う。

明治十年代の温泉番付

今日の番付といえば、相撲を思い出すが、江戸時代から明治時代にかけて各種の番付が印行されていた。温泉もこれにもれず一例として湯河原温泉の番付昇進を紹介したいと思う。明治十四年九月の新刻銅版刷「日本自慢初篇」（保田信親著）の中に「温泉効能鑑」が載っており、約一世紀前、明治初年の全国各地温泉の湯治効能によって作成したもので、中には今日忘れられ、またほとんど湧出せぬものもあって、温泉の盛衰を知るに興味がある。まず頭取は筆頭が西洋法沃顛（ヨード）湯で、紀州本宮（湯峯）、紀州竜神、上州沢渡、津軽大鰐の五カ所で、東の大関は上州草津、関脇は野州那須、小結は信州諏訪、前頭筆頭の湯河原に続いて五十三カ所、西の大関は摂州有馬、関脇は但馬城崎、小結は伊予道後、前頭筆頭は加州山中で、以上四十五カ所をあげており、おそらく江戸時代から世人に知られ、利用された順と思われ、今日、隆盛の東方、会津東山、塩原、浅虫などは前頭三段目に並んでいる。今日、熱海、伊東と王者を争う湯河原が東方前頭筆頭におり、その後の番付では小結に昇進している。一世紀後の昭和年代に湯河原はどの地位を保っているだろうか。

昭和四十九年一月一日付本紙四面掲載の年賀広告中、東京浴場国民健康保険組合の役員氏名をつぎのように訂正いたします。関係各位にご迷惑をおかけしましたことをお詫びいたします。

東京浴場国民健康保険組合

東京都千代田区神田1―10―2
862―6241（代）

理事長	山崎美佐雄
常務理事	東清一
理事	瀬戸松蔵
同	油本外次郎
同	松原豊作
同	佐々木太治雄
同	佐藤一郎
同	坂本恒雄
同	大湯勝次
同	石田三代吉
同	辻林次郎
同	渡辺真平
同	井上嘉寿治
監事	石岡武春
同	木村新八
同	中沢喜勇司

同広告中、東京都公衆浴場業環境衛生同業組合の役員氏名のうち理事小俣佐馬雄とあるは、山本三郎の誤りにつき、訂正いたします

永久腰かけ

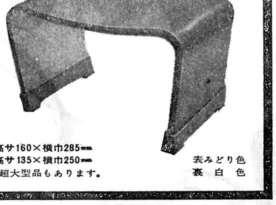

構造＝厚さ0.5㎜の硬質樹脂板20枚を１枚に溶着
驚異的に強く。美しく。手入れはらくです
営業用として東京・大阪の全浴場で御愛用下さり、知らぬ方なしと申して過言でない逸品であります。

製造元　池島製作所
大阪市生野区林寺町３丁目235
TEL　大阪（716）６４８９

普通型　巾150×高サ160×横巾285㎜
小　型　巾130×高サ135×横巾250㎜
その他トルコ用の超大型品もあります。

表みどり色
裏白色

ロッカー・錠前の専門メーカー

精密度は抜群!!

好評のアフターサービス

回転式傘立台

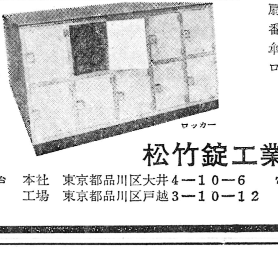

ロッカー

ロッカー・下足箱
扇形傘入箱・ベビー台
番台・回転式傘立台
傘入箱・直列式傘立台
ロッカー錠・下足錠・傘錠

ロッカー錠
ダイカスト・アルマイトメッキ製
分解式・盗難防止製

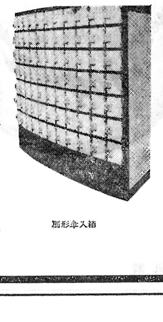

扇形傘入箱

松竹錠工業株式会社
本社　東京都品川区大井４―１０―６　電話　本社（771）7477　（771）9687
工場　東京都品川区戸越３―１０―１２　工場（781）5472　（782）9189

浴場経営の近代化に貢献する

ツルカメ

あらゆる点で最高の性能を誇る

・ステンレス
・銅
廃温湯水器

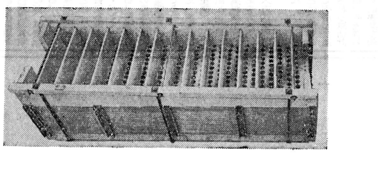

浴槽自動

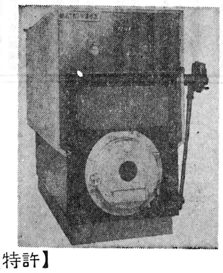

営業品目
風呂釜
温水器
濾過機
配管工事一式
新築工事一式
冷暖房機工事一式
シャワー工事一式
ハイドロ工事一式
ネオン風呂
サウナ設備
其他浴場用品一式

・電磁弁式　【特許】

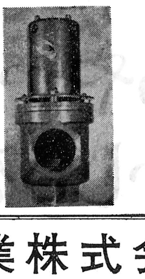

鶴亀温水器工業株式会社

本　　社　大阪市天王寺区寺田町214　電話　大阪06（772）5301～9
東京支店　東京都北区東田端１－４　電話　東京03（894）0580，0381
北海道から九州まで全国各地に出先支店、営業所があります。ご一報次第連絡、速刻ご要望にお応え申上げます。

全国最高入浴料金表

	県名	施行年月日	料金				摘要
			大人	中人	小人	洗髪	
北海道	北海道	49. 1. 18	70	25	15	0	離島（90円・35円・20円・0円）
	小計						
東	青森	48. 5. 15	50	30	20	10	
	岩手	48. 6. 20	50	30	20	20	
	宮城	48. 12. 30	65	40	25	20	
	秋田	48. 4. 10	50	30	20	10	
	山形	49. 2. 1	65	35	20	15	
北	福島	49. 2. 1	80	40	20	30	
	茨城	48. 12. 1	65	35	15	15	
関	栃木	48. 12. 7	65	30	15	20	
	埼玉	48. 12. 7	60	30	15	10	
東	群馬	49. 1. 8	65	30	15	20	A, B
	千葉	48. 12. 20	65	25	13	10	
甲	東京	48. 6. 11	55	20	10	0	大人68円・中人25円（差額は東京都助成）
	神奈川	48. 7. 16	55	20	10	5	
信	山梨	48. 9. 1	60	30	15	10	
	長野	49. 12. 15	65	25	15	10	
越	新潟	48. 10. 1	65	35	20	15	
	静岡	48. 2. 15	50	20	10	10	
東	愛知	48. 8. 14	55	25	10	5	
海	岐阜	48. 11. 15	65	25	10	5	
北	三重	48. 12. 10	55	25	10	5	
陸	石川	48. 12. 1	65	35	20	10	
	富山	48. 12. 22	65	35	20	10	
	福井	48. 10. 1	65	35	20	10	
近	滋賀	48. 4. 1	48	25	10	5	
	京都	48. 11. 20	60	30	10	0	
	大阪	48. 7. 6	55	25	10	5	
	兵庫	49. 1. 1	65	30	10	3	49.4.1大人70円・婦人洗髪料0円
畿	奈良	49. 1. 6	60	25	10	5	
	和歌山	48. 8. 1	50	20	10	5	
中	岡山	48. 4. 26	48	25	15	10	A, B
	広島	48. 12. 1	50	20	10	10	
	山口	48. 12. 27	55	25	15	15	
	島根	48. 3. 1	45	20	10	10	
国	鳥取	48. 7. 23	48	25	15	10	
四	香川	48. 12. 15	60	30	20	10	A, B
	愛媛	48. 12. 25	60	30	20	10	A, B
	徳島	49. 2. 1	80	30	20	10	A, B
国	高知	48. 12. 5	60	35	20	10	A, B
	福岡	48. 10. 1	50	25	15	10	
九	長崎	48. 8. 1	48	25	15	10	
	佐賀	49. 1. 1	60	30	20	10	
	大分	48. 12. 20	60	30	20	10	
	熊本	48. 12. 28	60	30	20	10	
	宮崎	49. 1. 15	60	30	20	10	
国	鹿児島	49. 1. 1	60	30	20	10	
	沖縄	48. 11. 15	60	50	40	15	

2月1日現在

"マキ銭湯"に学ぶ

昔に還る合理化

S K 生

一月十六日付朝日新聞埼玉版に「マキ銭湯は健在、重油不足涼しい顔」の見出しで浦和市松乃湯の廃材利用が報道されました。安く豊富で、労力も省けるということから、石炭―重油へと燃料転換をしてきた公衆浴場にとって、反省させられるものがありました。廃材利用を過去の遺物として考えることをやめ、もう一度、本当の合理化とは何かを考え直すときではないでしょうか。参考までに記事の全文をおくりましたので、ぜひ読んでいただきたいものです。

重油不足や値上がりで公衆浴場はどこもピンチ　営業時間を短縮したりしている。そんななかで開業以来、ずっと建築現場から出る廃材を燃料にしている浦和市のふろ屋さんはひと冬分の廃材をうず高く積みあげ、燃料危機にも涼しい顔だ。このふろ屋さんは浦和市常盤一丁目の佐藤義徳さん(六〇)経営の「松乃湯」。昭和二十二年に開業の際、近くに建設中の進駐軍ハウスがあり、そこから沢山出る建築廃材に目をつけたのがきっかけ。その後も市内の大手建築業者に話をつけ、解体した古家の柱や板を建築現場から運んで燃料にしている。

石炭が豊富に出回るようになっても、佐藤さんは廃材利用を続けてきた。五、六年前に県内の公衆浴場が次々に重油に切り替えたときも「廃材をゴミ扱いにしてただ燃やしてしまうのは惜しい」とがんばり続けた。

重油を使えばふろ屋さんの仕事は楽だ。スイッチひとつで点火、ふろの温度も自動的に調節でき、面倒なことはいっさいない。材木だと、建築現場からの運搬、切断、まき割りなどに手がかかるうえ、火力が弱いため、営業開始の三―四時間前から燃やしはじめねばならない。営業中はカマの前につきっきりでタキギをくべる。その手間と苦労は大変だ。

息子の栄峯さん(三〇)ら家族は重油に切り替えを強く主張したが、佐藤さんはがんとして受けつけなかった。

重油に切り替えた浴場は一日に平均ドラムかん一本（二百リットル入り）を使う。石油危機による品不足で調達は苦しい。一本の値段も昨年のいまごろは二千円前後だったのが、いまでは四千二百円と倍以上の値上がりで経営を圧迫している。佐藤さんは「重油に切り替えていたらひとたまりもなく廃業に追い込まれていた」と廃材利用の効用に胸を張っている。

廃材は冬場になると建築現場で暖をとるたき火に重宝だが、春から秋にかけては建築現場のやっかいもの。量はたっぷり出る。県下の公衆浴場三百七十軒が燃料に使っても余るほどだ、という。昨年の夏などは、佐藤さんのところへあちこちの建築業者から廃材を燃やしてほしい、とトラックで運び込まれてきたが置き場所がなくて半分も引き取れなかった。

「最近になってようやく節約だの、資源だのとうるさくいいだしているけど、物を粗末にする世の中なんて、いつか破たんがくると思ってましたよ。廃材利用は燃すまでの労がたいへんだが、貴重なエネルギー源をみすみすゴミにしてしまう手はない」と佐藤さんはいう。

いま、佐藤さん方には、小型トラック九十台、約三カ月分の廃材の山がそびえている。

浴場底地の買入れ

岡島武夫

借地浴場の場合、戦後まもなくの建築であれば、いまごろが借地権の更新時期となっている。

地主とすれば更新料を受取るよりも、売却して長期譲渡で税金が少ない方がよいと考え、買取ってもらいたいと要求してくる場合が多くなっている。

一方浴場側とすれば、浴場業界がむずかしい時期にきているのでできれば支払金額の少ない更新としたいという考え方、また将来ビル化、多角化を見越せば土地を買っておきたい。ただし、その資金繰りをどうするのかというジレンマにおち入ることになる。

どちらがよいかといえば、もちろん資金繰りさえつけば買取りに越したことはない。

問題は資金繰りであろう、これについて、まず第一に考えるのはいかに安く借りるかということである。しかし、土地の買取りについては問題がいくつかある。

一、底地買取りについて、環衛公庫の融資は一定の条件のもとに受けられるが、土地に対する店舗の面積割合となるので必要資金の半分くらいとなってしまう。

二、底地を買取っても収入は少しも増加しないので現在の余力でまかなわなければならない。すなわち、決算書上余力が明白である必要がある。

三、土地の買取りは底地権のみであるので、更地価格の約三割くらいの価格となるが、登記料は更地価格（固定資産税の評価額）の五%、不動産取得税は同上価額の三%、低当権登記料は借入金額の千分の四、不動産業者が介入している場合は売買価格の約三%の手数料等がかかるので、売買価額にこの分を上乗せして資金繰りを考える必要がある。

これらを考えてみると、なるべく安く借りるということよりも、現時点では、いかに掛けやすく借りるかということの方がより重要である。つまり借りやすいより、掛けやすいことである。これには具体的には次のことが考えられる。

1、まず現在の借入ワクを最大限に利用する。これだと支払増は利息だけとなる。

2、親、兄弟、親戚の資金を利用する。これも支払利息のみの増加となり、現在の掛金、借入の検討をする。借入金五〇〇万円、定期預金二〇〇万円ということになってはいないか、月賦金の残金は少なくなっているが、一カ月の掛金が比較的大きな額になっていないかなど。

4、不用、不採算資産の処分を考えること。那須、伊豆等の別荘地。とりあえず活用しない更地、山林、不採算アパート、株券、電話債券、ゴルフの会員券の処分である。

5、浴場を二軒以上営業している人は一軒を預けて吸金を資金化する。

6、法人で買取る場合は個人資金を増資して金利負担を軽くする。他人に貸付金のある人はこれを回収する。

7、これで不足の分は長期月賦方式の借入れをする。これも金利面よりも一カ月の掛金をなるべく少なくする方向で考えることである。

以上のようにして資金繰りを組立ててみて、一カ月の元利金がいくらになるかを計算し、あくまでも現在より収入が増加しないということを念頭においておくことである。

（東浴）

組合の力で婦人部活動

田辺浜枝

物不足、物価高にふり回されながら四十九年の年が明けました。とくに昨年暮から急激に物価がはね上がり、毎日の買物をするたびに驚きの声をあげている実情です。原価が上がったから売り値を上げる、仕入れが上がったから、その分高く売れる商売は困らないでしょうが、浴場業は、世の中がこうなってくると、どういうことになるのでしょうか。まわりの物がすべてあれよあれよと大幅に値上がりしているなかで、入浴料金だけは物価統制令でしばられ放しで、何が値上がりしようと定められた料金なのです。お客さまには大変にありがたい制度でしょうが、歯を食いしばって営業を守っている私たち業者は、世間からとり残され、少しも発展性がなく、自分の子供でさえ、この商売をつごうとはしません。

しかし、番台にすわって、直接お客さまに接している立場では、毎日きてくださるお客さまに「やはり家庭風呂では味わえない銭湯のよさ」を喜んでいただけると、どうしても営業に愛着がわいてきます。親の代から続けてきたこの営業を簡単に転廃業できるものではありません。なんとしても守り続けていきたいのです。それには一人一人の力ではどうにもなりません。全国の業者が力を合わせ、行政にぶつかっていかなければなりません。政府は料金を押え、なんの援助もせず、公共料金だの、公衆だのと、その必要性を強調しているだけです。収入を押えているのですから、水道料を免除するとか、思い切って減税するとか、なんとしても大幅の援助をすべきだと思います。

私たちの浴場組合では、昨年婦人部が結成されました。毎日お客さんと顔を合わせ、お客さんの気持を理解できるのは女性です。三人寄れば文殊の知恵で、悩みも苦労も同じ同士が、低い入浴料金を何で補ったらよいか、真剣に話し合ったりしています。これも組合の力があればこその事業でした。これからも婦人部の活動を活発にして、前向きで業界のために努力していきたいと思っております。

（新潟市浴組・松の湯）

「広場」に投稿を

題材は自由です

「広場」は、読者のみなさんが声の交換の場として、自由に話し合う欄です。

政策に対する希望や意見、浴場経営についてのアイデア、体験談、あるいは業界のあり方など、いろいろな題材を選んで、ぜひ投稿していただくようお願いいたします。そのほか随筆、川柳、俳句なんでも結構です。

この欄に掲載されたご意見で業界に大きな反響を呼んだ例も少なくありません。紙上匿名は自由ですが、投稿には住所、氏名を明記してください。

投稿先きは――

全国浴場環衛同業組合連合会内、編集部へ……。

利用者との連携を

公衆浴場の公共性を重視するならば、現在の低料金のもとでは、国や地方自治体の助成策が不可欠なのはいうまでもない。私たち業者は助成強化の早期実現を望んでやまないが、業界をあげてのこの要望は、遅々としてはかどらない実情である。利用者もまた、私たちの主張に同意していることは、日常、お客さまに接している私たちには十分にわかる。そこで、全浴連をはじめ、県浴組の指導者にぜひお願いしたい。それは業界と消費者との連携による強力な助成拡充運動である。全国各地に、このような連携組織ができれば、かならず政治を動かす力になると信じて疑わない。指導者の積極的な推進を大いに期待したい

（東浴）

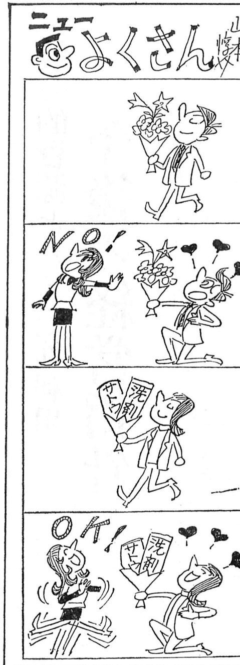

目黒廻転式
温水器
オカン・カラン・浴場配管
目黒製作所
本社　東京都中央区湊1-7-2
TEL東京(03)551-5513
横浜支社　横浜市神奈川区松本町4-28-2
TEL (321)5036
北海道支社　札幌市東区東稲穂町50
TEL(011)781-3271

冷暖房・給湯の設計・見積・施工
東京西ダイキン空調株式会社
〒160 新宿区戸塚町2―105
東浴組合様との特別提携により特価にて販売
御家庭用のルームエヤコン各機種勢揃い
脱衣場・サウナ・喫茶店・レストラン・ビル・マンション・工場店舗・事務所用エヤコン
お問合せは　西ダイキン(株)営業部　高松 (03)―208―5801
東浴組合共同事業部　篠原 (03)―862―6241・・内15

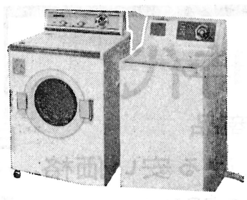
浴場主の皆様！是非お試し下さい!!
100円玉をポン。……全自動
手間（人件費等）がかからず大きな副収入が得られます
◆リースの特徴◆◆
1維持費不要……（3年間無料修理）
2資産にならない……（税法上全額経費とされる）
3 3年後新型と無料交換……（いつでも新品ピカピカ）
4毎月のリース料大変安い
5火災盗難保険付
6都内に12ヶ所のサービス網完璧なアフターサービス
御申込は　コイン洗濯機総代理店　お問合せは午前9時から午後3時までにお願い致します。
SBC電化サービス㈱　TEL(618)0707
只今1ヵ月無料貸出中
東京都墨田区押上3-50-3 〒131

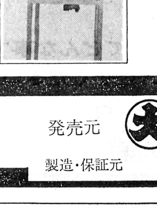
廃油を燃料として使える
油濾過装置(特許第560427号)
サービスタンクとメインタンク地上(地下共)をいつまでもきれいに保てますから、バーナー及びギアーポンプの故障がなくなり半永久的に使えます。
急速濾過ができ取扱が簡単です(200ℓ)5分～15分
水ははっきり分離され排出できます。
作業所がいつも清潔に保てます。
カタログ進呈
発売元　大新石油株式会社油機部
〒110 東京都台東区竜泉2丁目18―11
電話（東京03）874―8986・8987
製造・保証元　小川油機工業

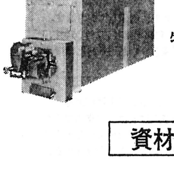
TRADE MARK
石油危機解決！
特許申請中《重油節約装置》完成
従来使用のボイラ＋重油節約装置取付＝燃料15%節約
石油危機の切抜け対策を、かねてより研究中の処、遂に完成。浴場の危機突破に唯一の方法です。是非共ご利用下さい。
組合単位でご用命に対しては、特に便宜をお計り致します。
特許《重油節約型浴場ボイラ》発売
創業54年輝かしい歴史とたゆまぬ研究、豊かな経験により開発された重油節約型ボイラ。これは石油危機打開のため、いち早く発売された唯一の浴場ボイラです。
特許《重油・代燃・併用焚に専焼に》
鋸屑自動燃焼器・重油代燃併用焚装置
その他浴場合理化・近代化設備は是非ご照会下さい
資材は充分に準備しました。今すぐ下記へ
＜カタログ無料進呈＞
松清コオルヒイティング株式会社
本社　京都市南区東九条西山王町10(京都駅八条口)
TEL (075)681―6591～6 〒601
槇島工場　宇治市槇島町千足63 TEL (0774)23―1100㈹
東京支店　東京都中野区本町6丁目27-12 第二吉原ビル1F
TEL (03) 384―9130㈹ 〒164
札幌 (011)781―4279・八戸 (0178)22―0082・宇都宮(0252)23―0584
富山 (0764)23―1789・金沢 (0762)91―1288・高松 (0878)51―8841
広島 (0822)61―0061・下関 (0832)31―4646・福岡 (092)631―0030
熊本 (0963)64―6215・鹿児島 (09944)3―6221
マツセ工業とは全く関係ありません
MATSUSEI COOL HEATING CO.,LTD

経営安定を考える　研究報告

社会的資源として土地利用
今後の経営指針

はじめに

今後の公衆浴場経営の展望にあたって、まず公衆浴場業の現状と浴場経営の特徴を解明し、さらに消費動向の変化、都市構造の変化に対応した経営のあり方を検討する必要があろう。端的にいえば、今日の公衆浴場業がかかえている問題点の第一は所得の上昇に伴う自家風呂の増加による利用者の減少および労働条件の改善、冷暖房施設の普及あるいはレジャー等による利用度の低下である。

第二点は諸物価の高騰、人件費の上昇によるコストアップにもかかわらず、入浴料金が物価統制令により規制され、即座に対応できないこと（入浴料金算定方式の不備）による経営の困難性。第三点は労働力の不足あるいは施設の老朽化にもかかわらず再投資のための融資難、採算計画の困難性および斜陽化による後継者難のための転廃業の続出の傾向。

第四点はサウナその他の特殊浴場による経営圧迫が予想されること。第五点は、全国的にみて大都市と地方都市とのいちじるしい経営格差の問題。第六はむしろ行政的立場による浴場施設の確保対策である。

以上の問題点の打開にあたっては、需要の高級化、多様化に対応した浴場、さらには高級需要を開拓するなど、従来の定型化された浴場経営形態を変化させる必要もありえよう。従って固定費の非常に高い公衆浴場業の経営の安定化をはかるためには、現在の利用客の減少をいかにしてくい止め、さらには自家風呂のある人たちにも公衆浴場の利用を喚起する方途を検討するとともに、公衆浴場のもつ土地を社会的資源として活用する方策を検討すべきであろう。

一、公衆浴場業の概況

（1）浴場の歴史と規制の変せん

公衆浴場は江戸時代の銭湯に源をもち、今日にいたるまで長い期間にわたって維持されてきたわが国独特の存在である。公衆浴場の歴史は単にひとつのサービス産業の変せんをあらわすだけではなく、わが国の風土と結びついた生活文化や伝統をあらわすとともに、他方では経済社会構造の変動とも深くかかわりあっている。天正十九年に伊勢与市という人が初めて江戸の銭瓶橋のほとりに風呂をつくり風呂銭として永楽銭一文をとった。その後、江戸開府（一六〇三年）とともに次第に銭湯が普及したといわれている。そのころは新しい下帯をもっていくのが慣いで、着物をぬぐとき新しいのにかえた。浴槽のあるところの入口は開閉の戸がなく、低い戸が降りているから、身をかがめて入ったが、これを石榴口（ざくろぐち）といった。中は暗くて顔もみえず、外に出て身体を洗うと湯女（ゆな）が背を流し、髪を整えてくれた。

湯女は浴室で世話をするだけではなく、湯茶の接待もした。銭湯は七つ（午後四時）になると湯をしまい、風呂の上がり場を座敷にして歌舞音曲のたぐいを催し、媚を売ったのである。

これが、やがて二階を設けて高楼をつくり、湯浴場のようになり、湯女とは名のみで、遊女と異ならなくなった。一六三五年ごろになると江戸中に風呂屋ができたため、明暦三年に、風呂屋に遊女をおくことが禁止された。徳川時代に入り、浴場の様式は、はじめ蒸気浴にはじまり、次第に水浴の湯屋に変わっていったが、当時はかなり大がかりな設備投資を要したため、個人が自宅で入浴することがほとんどなかった。従って入浴は庶民にとって無上の悦楽の場であった。

明治時代に入ると、にわかに浴場の数がふえたといわれる。明治十年には改良風呂と称し、流し場の天井を高くし、湯気ぬきの窓を設けるなど、従来の銭湯にくらべるとずっと明るく、温泉風のものとなった。明治十八年には湯屋取締令が発令され、公衆浴場はすべて厳重な規則のもとにおかれ、レジャー的要素は影をひそめることになった。また、このときから配置規制の措置がとられ、一方、入浴料金についても許可制となった。以後は昭和十八年に価格等統制令、戦後は物価統制令にひきつがれ、今日にいたっている。ところで一口に公衆浴場といっても、いくつかのタイプがある。東京都の場合、普通公衆浴場と特殊浴場に大別され、後者はさらに四区分されている。すなわち条例上の一号施設はトルコ風呂、二号施設はサウナ風呂、三号施設は温泉施設または薬湯など、白湯以外の湯水を使用して療養を目的として使用されるものであり、四号施設は白湯温泉等を使用し、男女別または男子用もしくは女子用の各一室に同時に多人数を入浴させる公衆浴場で、保養または休養のための付帯施設を有するものをいう。

以上、簡単に公衆浴場の歴史をふりかえり、規制の変せんをみたが、その性格は、第一に銭湯は江戸にはじまったように、公衆浴場は人口の密集した都市サービス産業であること、第二に日本の風土、文化の伝統、とくに江戸、大阪の庶民文化と密接につながって発達した経緯からして、衛生上の必要と同時に、当初からレジャー的要素も不可分に持っていたことである。しかしながら、第三に指摘しなければならないことは、戦後の現在の状況は、レジャー的要素は特殊浴場の一部として専門化し、普通公衆浴場は庶民の衛生上の施設という役割に限定されていることであろう。

環境悪化なお進む

（1）最近における公衆浴場の推移

公衆浴場の全国集計をみると昭和二十年代になると四十二年以降減少傾向があらわれている（表1）。つぎに従業者数も昭和三十二年まではかなり増加をみせ、三十五年から四十一年までは五%の伸びをみせたにもかかわらず、四十四年になると四十一年に対し二〇・三%の激減をみせている。

東京都における浴場数の推移をみると、昭和四十二年までは新規開業が転廃業を上まわったが、四十三年からこの関係は逆転し、浴場数は昭和四十二年の二千六百九十二軒をピークに、新規参入の減少と転廃業の続出によって急激な下降現象を示し昭和四十七年十二月末には二千五百三十二軒に減少している。周辺区市郡部における需要の増大が見込まれず、半面、都心区のみならず、その他の地区における経営環境の悪化が引続き進行すると思われることから、この傾向はなお継続するものと思われる。（表2）

地域別浴場数の推移

		40	41	42	43	44	45	46	47	48 (3/20)	備考
都総数	浴場数	2,642	2,683	2,692	2,687	2,665	2,633	2,589	2,532	2.520	
	新規開業	45	46	28	12	12	3	—	1	—	
	転廃業	9	5	19	17	34	35	44	58	12	
23区計	浴場数	2,382	2,411	2,412	2,406	2,384	2,355	2,314	2,259	2,248	
	新規開業	32	33	18	10	10	2	—	—	—	
	転廃業	9	4	17	16	32	31	41	55	11	
都心5区	浴場数	145	145	141	136	128	113	109	101	98	千代田区・中央・港
	新規開業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
	転廃業	2	—	4	5	8	10	9	8	3	
中間5区	浴場数	472	472	468	465	458	451	447	434	434	新宿・墨田・渋谷・豊島・荒川
	新規開業	1	—	2	—	—	—	—	—	—	
	転廃業	2	—	6	3	7	7	4	13	—	
周辺5区	浴場数	625	647	660	661	661	661	653	644	643	世田谷・杉並 練馬・足立・江戸川
	新規開業	18	23	13	4	7	1	—	—	—	
	転廃業	2	1	—	3	7	1	8	9	1	
市郡計	浴場数	260	272	280	281	281	278	275	273	272	
	新規開業	13	13	10	2	2	1	—	1	—	
	転廃業	—	1	2	1	2	4	3	3	1	

（注）1. 基準日は各年度とも12月末日である。

浴場利用者２千４百万人
東京は　全世帯の半分

（3）庶民生活における浴場の意義

今日、公衆浴場はいかなる市民階層によって利用されているであろうか。そのことを見きわめるためには、まず自家風呂の普及状況をみなければならないが、自家風呂施設についての公式の統計はない。そこで厚生省の行った推計をみると、二人以上の世帯のうち、自家風呂を持たない世帯の割合は昭和三十九年には三六%であったが、四十四年には二九%に減少している。また住込み、寄宿舎等に住む単独世帯を除く一人世帯では七七%が、二人世帯では四四%、三人世帯では三六%、四人以上の世帯で一九%が自家風呂を持っていない。

所得階層別の自家風呂所有状況は年収八十万未満の世帯では三六・八%。百六十万以上の世帯では一一・八%となっており全国での浴場利用者は二千四百万人で、国民の約二三%が浴場を利用している。

東京都が昭和四十七年一月下旬におこなった「公衆浴場利用状況実態調査報告書」並びにモニターアンケートによると、区市部の準世帯（間借人、下宿人寄宿人などの単身者またはその集り）、普通世帯を合わせた全世帯での自家風呂普及率は五〇・三%と推定される。すなわち昭和四十六年一月現在の東京都の全世帯数は三百五十四万世帯であるが、このうち自家風呂のあるものは百七十八万世帯（全体の五〇・三%）で、百七十六万世帯の人が公衆浴場を利用している。ところが準世帯だけをみると、百四万世帯のうち実に七十五万世帯（七二%）の方が公衆浴場を利用している状況である。（表3）

つぎに公衆浴場までの距離をみると、所要時間は過密地区の平均が二分三十八秒、過疎地区で六分五十四秒であり、浴場までの距離の平均は過密地区で百七十二米、過疎地区で五百二十三米となっており、徒歩で五分～八分ぐらいが利用者にとっての限界距離と思われる。（表4）（杉岡碩夫＝前東京都公衆浴場料金協議会会長）

公衆浴場利用率

調査の名称	区分	(A) 常時利用	(B) ときどき利用	(C) 利用していない	計
①昭46 公衆浴場利用実態調査	総数	43.5%	6.8%	49.7%	100.0%
	普通世帯	35.8	5.4	58.8	100.0
	準世帯	62.0	10.0	28.0	100.0
②昭46 消費者生活モニターアンケート		15.8	15.5	68.7	100.0
③昭47 消費者生活モニターアンケート		16.0	17.7	66.3	100.0
参考 自家風呂保有率（昭43 住宅統計調査）	区分	有	無		
	世田谷区	54.9	45.1		
	練馬区	55.0	45.0		
	豊島区	32.7	67.3		
	荒川区	22.9	77.1		

急告！

全国普通公衆浴場基本カード未提出の方は、至急各所属組合にご提出下さい。

全浴連

Mutuwa　皆様のムツワ湯桶
・髪洗桶・腰掛・洗剤（エースワン）
特約代理店　岐阜市浴場組合　岐阜市鍵屋西町1－75 TEL 0582(52)1456
小川商事　東京都東久留米市幸町1－5－21 TEL 0424(71)5417
丹羽商事社　群馬県桐生市東1－5－35 TEL 0277(45)1819
発売元
有限会社　睦和商事　本社　〒104 東京都中央区築地2－15－15　TEL 03(543)2896～8

大日之出下足箱
おしどり下足錠
大日之出ロッカー
おしどり脱衣錠
大日之出廻転式傘台
大日之出傘立錠

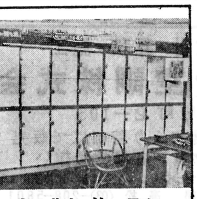

大日之出製作所
大田区大森北5丁目15番16号　TEL(761)3409 (763)0535

サウナ・浴場
家具
備品
桜木芸工業株式会社
本社　品川区勝島1～3～27 〒140
TEL　765～3331～3

融資利率の改正について

浴場業界も重油の大巾値上げ、修繕費、人件費等の高騰によりまして経営上重大な時期に直面しております。
当組合におきましては、皆様方からお預り致しております定期預金その他の利率が昭和48年4月、7月、10月、12月と昭和48年中に4回も引上げ改正されましたにもかゝわらず、貸出利率を据置き、むしろ6月には逆に引下げに踏切りました。
これも業界唯一の金融機関としての使命感からでありました。
しかしながら御存知の通り公定歩金の引上げにより昭和49年1月14日より預金金利の大巾な引上げが実施される事になり、当組合と致しましても今回の改正については、合理化等の対策によってだけではその支出増をカバーできなくなり、やむを得ず、貸付利率を別表の通り昭和49年2月分より現在御利用いただいている方も含め全面改正せざるを得なくなり業界の皆様には経費増大の折、重ねての出費もお願い致すことになりますが、この間の事情をおくみ取りの上御了承下さいます様お願い申し上げます。

貸付利率一覧表（貸付金100万につき1ヶ月分利息）

定積＼種別	ダブル（4年目より50万円）		一般もの	
	現在(年利×1/12)	改正(年利×1/12)	現在(年利×1/12)	改正(年利×1/12)
1年目	6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)	6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)
2年目	6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)	6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)
3年目	6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)	6,250円(7.5%)	6,500円(7.8%)
4年目	3,250円(7.8%)	3,375円(8.1%)	6,000円(7.2%)	6,250円(7.5%)
5年目	3,250円(7.8%)	3,375円(8.1%)	5,750円(6.9%)	5,750円(現行通り)
6年目	3,125円(7.5%)	3,250円(7.8%)	5,000円(6.0%)	5,000円(〃)
7年目			4,500円(5.4%)	4,500円(〃)
	三福		(設)	
1年～2年目	100万 6,750円(8.1%)	7,000円(8.4%)	30万 1,800円(7.2%)	1,875円(7.5%)
3年～4年目	70万 4,725円(8.1%)	4,900円(8.4%)	—	—
5年～6年目	35万 2,362円(8.1%)	2,450円(8.4%)	—	—
	定積内貸		定期担保貸付	
	5,500円(6.6%)	5,500円(現行通り)	定期預金利息＋0.3%	
長期月賦返済　現在 7,000円(8.4%)……改正 7,500円(9.0%)				

東浴信用組合　TEL《862》6241（代）

白バラ堂
石鹸混乱の時代
誠実な品質の商品
安心して販売していただける安い価格
そこにお得意様との明るい
対話があるのです。
このたび商品案内サービスダイヤルを新設しました。
☎《918》4549
■商品の《価格》のこと
■商品の《品質》のこと
■商品の《流通状況》のこと
石鹸・カミソリ・シャンプー等の商品についてどんな事でも
遠慮なくお問い合せください
東京都豊島区北大塚2－4－9
株式会社　白バラ堂本舗
白バラ堂